

平成 1 8 年旭市議会第 2 回定例会委員会会議録目次

公営企業常任委員会 平成 1 8 年 6 月 1 9 日（月）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	7
所管事項の報告	7
陳情の審査	1 6
陳情の採決	2 0
閉会	2 1



建設経済常任委員会 平成 1 8 年 6 月 2 0 日（火）

付議事件	2 5
出席委員	2 5
欠席委員	2 5
委員外出席者	2 5
説明のため出席した者	2 5
事務局職員出席者	2 6
開会	2 7
議案の説明、質疑	2 7
議案の採決	3 7
所管事項の報告	3 8

陳情の審査	4 4
陳情の採決	4 7
意見書案の説明	4 8
閉会	4 9



文教福祉常任委員会 平成18年6月21日（水）

付議事件	5 3
出席委員	5 3
欠席委員	5 3
委員外出席者	5 3
説明のため出席した者	5 4
事務局職員出席者	5 4
開会	5 5
議案の説明、質疑	5 6
議案の採決	5 7
所管事項の報告	5 8
請願の審査	6 7
請願の採決	7 5
意見書案の説明	7 7
陳情の審査	8 0
陳情の採決	8 4
閉会	8 6



総務常任委員会 平成18年6月22日（木）

付議事件	8 9
出席委員	8 9

欠席委員	8 9
委員外出席者	8 9
説明のため出席した者	8 9
事務局職員出席者	9 0
開会	9 1
議案の説明、質疑	9 2
議案の採決	1 0 6
所管事項の報告	1 0 7
発議案の提出に伴う提出者並びに賛成者についての協議	1 0 9
閉会	1 1 0

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成18年6月19日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 2 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 専決処分の承認について

《付託陳情》

陳情第 8 号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情

出席委員（7名）

委員長 高橋利彦

副委員長 明智忠直

委員 林 一哉

委員 伊藤 鐵

委員 嶋田茂樹

委員 佐久間 茂樹

委員 林 七巳

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議長 鈴木正道

議員 木内欽市

議員 島田和雄

説明のため出席した者（17名）

助 役 重田雅行

病院事務部長 今井和夫

水道課長 堀川茂博

飯岡荘支配人 野口國男

病院事務次長 伊東一直

病院経理課長 楠木友孝

病院医事課長 加藤勝治

病院整備課長 永嶋英和

病 工 課 そ 職	ネ ル ギ の 他 担 当 員	院 一 長 当 員	椎 名 秋 雄
			8 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	飯 笹 浩 一

開会 午前10時 0分

○委員長（高橋利彦） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

それでは、公営企業常任委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

梅雨に入りまして、だいぶうっとうしい日が続いておりますが、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご苦労さまです。

また、議長にも大変お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

今、医療をめぐるいろいろな問題が大きくクローズアップされておりました、そういう中で今回3件ほど我々の委員会に付託されました議案、すべて医療に関する問題でございます。皆さん方には、一つその辺十分認識いただいた中で慎重審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきますと思います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

なお、本委員会を傍聴したい旨の申し出が島田和雄議員、木内欽市議員からありましたので、これを許可いたしてありますのでご了承をお願いいたします。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

本日、鈴木議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いします。

○議長（鈴木正道） おはようございます。

委員の皆様方、あるいはまた職員の皆様方、早朝より大変ご苦労さまでございます。

本日は公営企業常任委員会を開催をいただきまして、大変ありがとうございます。

本委員会に付託されました議案につきましては2議案と、それから陳情1件ということでございます。しかし、中央病院を抱えました大きな予算を持った常任委員会でございます。また、今、委員長の方からごあいさつございましたけれども、医療を取り巻く問題、非常に大きな問題等々を含んでいるわけございまして、どうか一つ十二分にご審議をいただきながら、ご決定いただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、ごあいさつに代えさせていただきますと思います。大変ご苦労さまでございます。

○委員長（高橋利彦） どうもありがとうございました。

続きまして、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いします。

○助役（重田雅行） おはようございます。

執行部を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、本日、公営企業常任委員会ということで、朝早くから大変ご苦労さまでございます。当常任委員会に対しまして執行部の方からご審議をお願いします議案につきましては、議案第2号の病院事業の使用料・手数料条例の改正、それから議案第13号の専決処分の承認についてということで、これも内容的には病院事業の使用料・手数料条例の一部改正でございます。以上2議案でございますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） どうもありがとうございました。

ここで重田助役は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

再開 午前10時 4分

○委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（高橋利彦） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第2号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、専決処分の承認についての2議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

議案第2号及び議案第13号については関連がございますので、一括して審査をいたします。

議案第2号及び議案第13号について、病院事務次長は説明してください。

病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 議案第2号につきまして追加の説明を申し上げます。

この件につきましては、患者様がお亡くなりになった後、死後の処置というものが必要になってまいります。この処置の際に使います材料の変更に伴いまして、その料金を2,100円から5,250円に改正するというので先般補足説明をいたしました。この料金を設定するに当たりまして、新しいセットを使っている県内の病院を調査いたしまして、その中で料金が一番安いところへ設定させていただいたということでございます。

具体的には、従来脱脂綿を使いまして、口、鼻、あるいは直腸の方を処置しておりましたが、けれども、体液が流れ出るといったようなことで、ちょっと汚れが出るとか、それから感染の危険性もあるということで、シリコン剤を注入するという新しいセットに切り替えるということで、今回この改正ということになりました。ちなみに、県内で使用している病院の料金ですけれども、一番高いところで2万円ぐらいの料金を取っている病院もありますけれども、だいたい5,250円という料金設定をしておりますので、当院もこの料金にするということで改正をお願いしたところです。

それから、次に13号、専決処分でございますが、これも使用料・手数料条例の一部改正でございます。これにつきましては、先般滝郷診療所の関係でも出ていたかと思っておりますけれども、診療報酬等の算定方法が、厚生労働省の告示によりまして新たに改正になったということで、その根拠になる告示の番号を改正するといったような条文の改正でございます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 病院事務次長の説明は終わりました。

議案第2号及び議案第13号について、一括して質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 一哉） 13号との多少の関連がありますけれども、今回4月から診療報酬の改正、それによるものと、それと電子カルテですか、何か病院の方で工事を進めていたということでございますけれども、私、患者さんに聞いたわけなんですけれども、何か支払いに行ったところが請求書が出ないという、何か機械のトラブルですか、何かあったような話を聞いたわけなんですけれども、この機械のトラブルがいつごろから、どのくらいの期間にかかって、どのような内容のトラブルがあったか説明いただきたいことと、これによって、何かすぐ支払わなくて後で支払ってくださいというようなことで、何か請求金額、何人くらいそういう方々があって、総体的な金額がどのくらいあったかどうか、それでいつごろこのトラブル

が解消したのか、経過が分かれば一つ教えていただきたいと思います。

○委員長（高橋利彦） ちょっと林委員に申し上げます。

ちょっとこの問題とは外れますので、その他の件でお願いしたいと思います。

そのほかにごいませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 佐久間です。

説明はよく分かりました。

ただ、ちょっとこれは一般市民の目から見ますと2,100円が5,250円ですよね。率にしますと250%、2.5倍です。県内の中で5,250円から2万円くらいがあって、その中で一番安いところを選んだという説明はよく分かります。今まで2,100円というのはかなり安かった。シリコン製剤を使うようになったので高くなったという説明も分かるんですが、この委員会でそういった質問はなかったのかと、後でまた問い合わせが多分あるんだろうと思いますので、この倍率の率から見れば、一般市民から見れば、せいぜい上がっても1割か2割、それが今250%になっているわけですよ。この辺の説明を一般市民に分かりやすくするためにはどのようにすればいいのかなと、その辺をちょっとお聞かせ願えればと思いますけれども。

○委員長（高橋利彦） 病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 先ほども申しましたけれども、使う材料がセットになっているわけですが、従来使っていた脱脂綿のセットから今回シリコン製剤を使うというセットになりますと、この値段が約4倍になります。ということで、単純にあれば4倍の料金という話もあるんですが、そんな高い料金には設定できませんので、他の病院を参考にさせていただいたということです。

○委員（佐久間茂樹） 了解しました。

○委員長（高橋利彦） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第2号及び議案第13号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（高橋利彦） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第2号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 全員起立。

よって、全員賛成でございますので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高橋利彦） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（高橋利彦） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は随時報告をしてください。

ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 一哉） 先ほど私ちょっと質問したわけでございますけれども、これは13号の診療報酬の関係ともかかわりがあるものですから、私ちょっとひっかけて話をしたわけござ

います。

今年の4月から診療報酬の改正がありまして、それと同時に電子カルテの一部導入という
ようなことで、いろいろな作業を進めていたという話は私も聞いていたわけですが、
けれども、先ほど申しましたとおり、患者さんから、支払いに行ったところが請求書が出てこ
ないというようなことで、後日支払いに行ったというような、そういう話を聞いているわけ
ですが、聞くとところによると相当長時間、何かトラブルが発生して、何か職員
の皆さん方も遅く10時、12時ごろまで残業をやって、そのトラブル解消に向けてやったと
いうようなことで、職員の方々は大変だなということを本当に思っているわけですが、
けれども、これがどのくらいの期間、何日くらい続いて、総合的な患者さんの請求金額です
か、それとどのくらいの回収がその期間できなかったのか。また、その後どういう方法で
回収をしたのか、それが分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（高橋利彦） では、ただいまの……

医事課長の加藤君、お願いします。

○病院医事課長（加藤勝治） 4月1日、診療報酬改定マイナス3.16%ということでありまし
たが、これに伴いまして、同時に4月1日から電子カルテシステム稼働ということになりま
して、4月1日、2日、2日間にわたりまして移行をしたわけなんですけれども、4月3日、
月曜日に診療を開始いたしまして、4月3日、11時ころだったと思うんですが、システムの
プログラムのミスというか、メモリー的に不具合が生じまして、11時以降、医事システムに
よる精算ができなくなったということがございました。4月4日からは、これが解消いたし
まして通常に会計を切ることができております。

人数的には、11時だったものですから、11時以前は通常に会計ができていたんですが、11
時以降1,500人程度の患者様に対して大変ご迷惑をおかけしたんですが、後日精算とさせて
いただきました。

○委員長（高橋利彦） 鎗木経理課長。

○病院経理課長（鎗木友孝） その後の問題でございますけれども、金額の方ですけれども、
その時点でほぼ1,000万円程度ございました。それで、これにつきましては当日リストを出
しまして、それで把握しております。2週間ごとにリストをとっておりまして、とる方法と
いうのは、こちらからというようなことはしなくても、当然また来院される患者様がほとん
どでございますので、その方につきましては、次の時に来院した時に入金いただいております。
残金の方ですけれども、現在ではほとんどございません。

以上であります。

○委員長（高橋利彦） 林委員。

○委員（林 一哉） 今、説明いただきまして、ありがとうございました。

その後はあれですか、全然そういうトラブルとかはないですか。ただそれだけお聞きします。

○委員長（高橋利彦） 加藤医事課長。

○病院医事課長（加藤勝治） その後は順調にスムーズに稼働できております。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） ほかにあと私3月の議会で、病院の方の関係でコンサルタントの話を質問したわけですが、何か聞くとところによると、3月の、その後ですか、村上前院長が何か1社に、どういう関係のコンサルか分かりませんが、1社に決めたというような話を聞いたわけですが、現在、そのコンサルに決めた業者がどのような内容、またどのような理由で、どういうもとに、どういう仕事をしているのか、現在までの状況をちょっと教えていただきたいと思います。改築だか診断だか、何だか分かりませんが、建設関係ね。

○委員長（高橋利彦） 永嶋整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） 林委員のご質問でございますが、病院再整備事業ということでございまして、3社を設計士ではないんですが、支援業者という、若干今はやりのPMCMに近いものですが、そういう形で3社を選定いたしまして、その中からその会社の病院に対しての提案とか、今現在どういう職員を配置できるのかということで提案書をそれぞれ提出させていただきまして、病院の院長をはじめ、副院長、事務部長、幹部の中で点数を付けて、ヒアリングを実施いたしまして、その結果、日揮株式会社という業者さんに決定したものでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） それでは、再整備事業というようなことで今説明がありました。それで、日揮という会社に決定したというようなことでございますけれども、この再整備事業という、その事業の内容、どのような内容をこの日揮という会社が仕事をするんですか。その内容についてご説明いただければありがたいと思います。

それと、もしこの提案書とか、そういう問題が3社からあったというようなことでござい

ますけれども、どういう経過でこの日揮という会社に決めたのか、それについてもちょっとご説明いただきたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 永嶋整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） まず、再整備事業ということでございますが、3月の第1回定例会にも病院長をはじめ、答弁をさせていただきましたが、病院自体の建物、床面積が約8万平米ほどございますが、そのうち半分近くの面積が新耐震基準以前の建物ということでございますもので、病室のパーセンテージでいきますと60%近くがその建物になっておりますので、阪神・淡路大震災または新潟中越地震等の関係から非常に建物が耐震に耐えられるかということですので、それを建て替えしようということでございます。それについてほぼ病棟部分を建て替えるということで、第1回定例会でもお話ししたように、そういうことで1号館、2号館、私どものいる7号館、もしくはP E Tの建物を残して、それ以外を建て替えようということで、再整備事業という名を付けさせていただきまして進めております。

それで、日揮さんという、先ほどの内容については、設計事務所に昨年来からマスターを作っていただきまして、それについて検証してもらい、こういうところはこうした方がいいだろうとか、こういうところは待てよということで、いろいろ計画書、もしくは提案書を再度見直しというかチェックしていただきまして、いろいろな面で建築に当たってもう少しこういうふうにしたらいいだろうとか、そういうふうにマスタープランを検証していただくということを支援していただいております。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） 今回の市長の政務報告の中で、これから基本計画を立てて進めていくような、政務報告の中にありましたね。それで、実はこのこういう今再整備事業の中で、こういう検証してもらいような、またチェックしてもらい立場のこの日揮というような会社で、これはあれですか、市長の方にもこういう形でやるというような話は事前に持っていつてあるんですか。

私が一番心配なのは、いろいろの方々から中央病院独自でいろいろなチェックをやるよりも、外部、学識経験とか、そういう第三者に3人でも5名でも入ってもらって、そういうこれからの再整備の検討委員会を立ち上げていくのが本来の筋じゃないかというような話をよく聞くんですよ。ですから、普通であれば、今までの私も長く病院議会やっていましたけれども、病院議会がもう解消しているわけですから、今度は市民病院になって我々の公営企業

常任委員会で審議するような形になっているわけですがけれども、そういう意見もこれから取り入れてやっていっていただきたいと。それで、とにかく市長が最高責任者であるわけですから、市長がよく存じ上げているのかどうか、その点ちょっとお聞きいたしたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 林委員のご指摘の市長にということですがけれども、当然市長にも助役にも、こういう形でということでご了解をいただいております。

それから、外部の専門家ということですがけれども、大変ごもつともなご指摘かと存じます。今、課長から説明がなかったんですが、私どもの考え方としましては、設計会社が作ったマスタープランがあるわけですがけれども、これの検証と、それから今年度各診療科のいろいろな、診療科だけでなく看護師等もありますけれども、そういった意見を集約して、病院の最終的な形をそこで位置決めといいますか、こんな病院にというものを今年度作り終えて、その上で来年度はいよいよ実施設計、それから早ければ再来年度には着工をしたいというのが私どもの考えでございますが、ただ最初からその専門家ということもあるんですが、まず今私どもの作業というのは、今申し上げましたとおり各診療科の意見をすくい上げるという作業を今やっている最中なものですから、この辺である程度形が見えてきたところで、例えばこの常任委員会の皆様をはじめ、議会にもしかるべくご報告をさせていただいて、こんなことを考えていますということの正式なご報告をする機会をつくりたいと思っておりますが、現状まだそういうことで姿が最終的なものができてこないものですから、ある程度形ができてきたところで見ていただいた方がいいだろうということで考えておりました。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） 一つ我々常任委員会、委員長の方にでもまた報告いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（高橋利彦） 他に所管事項の質疑……。

明智委員。

○委員（明智忠直） 今回6月ですか、パート職員が人材派遣会社に移行したということありますけれども、その現状を詳しく、せつかくの機会ですでお聞かせをいただきたいなと思います。

一つは会社名といいましょうか、人材派遣会社の会社名、実績がどのような形で選択をしたのかという部分、2番目に派遣会社への移行でどのくらいのパート職員の中で退職者が出

たのか、それから以前からの人数はどのくらいが派遣会社へ移ったのかどうか。

次に、おおむねの待遇の問題でありますけれども、今度の派遣会社と病院でパートとして働いていた中での差異はないのかどうかということ、違いはないのかということをお聞きしたいと思います。

また、人件費として今度の派遣会社にやっただけの全体的な削減ができていますのかどうか、その辺も分かれば教えていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 片見主査。

○用度課主査（片見武寿） それでは、人材派遣についてご説明申し上げます。

まず業者なんですが、今現在、株式会社クオン、それとAES株式会社という2社が入っております。選定に関しましては、医療の分野で全国的に有名なニチイ株式会社、あと日本医療事務センター、その2社を加えて4社で見積もり合わせを行いました。上位のこの株式会社クオンとAESを選定しております。

続きまして、人数なんですが、6月1日現在で対象者が90名ございました。移籍した人数は78名、退職者が12名です。

あと待遇の問題なんですが、退職時の年間所得を一応保障してもらうという形で、この2社に対して交渉をいたしております。基本的には、給与月額とかその辺は下がらないという形で現在行っております。

あと費用の問題なんですが、この人材派遣に移行する検討をしていく上で、今後3年間から5年間の臨時的給与として支払ってベースアップ等を考慮した場合に、5年後には逆転するという結果を見まして、今回のこの移籍の決断をいたしております。

以上です。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） もう一つ、やはり今は削減にはつながっていないというようなこともありますけれども、そういうことになれば、職員にとっては当然不満もかなり、今はないのかもしれませんが、徐々に逆転をするということは人件費削減にもつながってくるということでありますので、職員にとっては身を切られるような感じにもならないとは保証できないわけでありまして、その辺のこの病院の指導力とか指導性、その人材派遣会社に対する監視の具合はどのようになっているのかどうか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 担当の方で定例的に打ち合わせの場を持って情報交換をして、そういったことに備えていきたいというふうに考えております。ただ、これは当初、ある程度3年ぐらい働き具合といいますか、いろいろなお互いのその条件のすり合わせをしてみないと、果たしてこれがどういう形で定着していくのかということもございます。いずれにしても、まだ移行したばかりですので、どういう形になっていくかということはなかなかその予測も難しい、それから人材派遣の制度そのものが非常にある意味で流動的な、国の方がしょっちゅう制度改正をしていくような形になっておりますので。もう一つは、病院にとってそういう人たちというのは非常に大きな戦力になっているのも事実でございますので、この地域の若い人たちの、中央病院というのは大きな職場の一つでございますから、いろいろな影響を考えて、私どもは対処していきたいというふうに考えております。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 今、事務部長から最後にありましたように、これからも陳情が出るわけでありまして、人手不足という部分がかかなり医療関係の中であるわけでありまして、派遣会社に移行したはいいいけれども、中央病院にパートとして派遣される人数が極端に少なくなってしまうというようなおそれもあるわけでありまして、その辺もやはり十分、地域にとってもその職場としては大事な部分でありますので、今後その派遣会社とは綿密にすり合わせをしていただきまして、そういった面で心配のないような病院経営、人手確保のために動いていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（高橋利彦） 他に所管事項での質疑ございませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 先ほど、私もまだ経験浅くて分からないんですけれども、各課での委員会への報告事項ということで委員長の方から話があったんですが、特にありませんという話でしたね。

今、林一哉委員から請求書のトラブルの話、それから病院事業のコンサルの話、特に病院のトラブルとか不審火とかという話が一般市民から私どもに、要するに公営企業委員だからということで問い合わせがあるわけですよ。知らないんですかと言われると、非常に何をやっているんだという話になってくるわけですね。だから、最低でも事故関係、不審火、それからトラブルですよ、こういったものはまず第一に委員会に報告してもらいたいと思うんですよ、あった時点で。その辺の連絡体制というか、組織というのをしっかりしてもらいた

と思うんですね。それはまず第1点、それをお願いしたいと思います。これからの常任委員会までに、やっぱりそういった事故、トラブル関係は速やかに連絡をいただきたい、これ第一要望ですね。

それから、先ほど林一哉委員からもお話がありました、3月末の工期で全体構想のコンサルの委託が出ているわけですね。日揮さんじゃなかったと思いますよ、会社名。12階建てを建てるというときに、病院の全体構想をコンサルに委託していますと、それは3月いっぱいの工期ですという話で、たしか話は進んでいたと思うんですよ。その結果を受けて日揮さんに詳細設計を委託しているわけでしょう。まだしていないんですか。じゃ、その辺はいいです。

まず第一に、3月工期のコンサルの結果、全体構想がどうなるか。私、その後、飯島県議の書かれたマイウェイという本を読まさせてもらったんですよ。そしたら、文化会館を建てる時に、あの場所では駄目だと、県の方から場所を変えてくれと、そういう話をもらったと。だけれども、場所を変えるわけにはいかないんだということで強引に進めたというくだりがあります。県の方から場所が悪い、地盤が悪いから場所を変えてくださいという話が来たと言うんですよ。規模はずっと小さいですよ、文化会館だから、せいぜい鉄筋の2階か3階ですから。

まず第一に、3月でコンサルの全体構想の結果がどうなったのか。私は特にその震災時の南側の住宅が火事になっちゃったら、病院で治療しているところじゃないだろうと。それこそ逃げる。この間議会で今井部長が言ってらっしゃいましたが、防災マニュアルというのは逃げる、どうやって避難したらいいかというマニュアルで、何百ページもあると言っていましたけれども、あれ南側が火事になっちゃったら、それこそその防災マニュアルひっくり返して逃げる算段でしょう。その辺がどうなったのか。その辺のところも十分検討してくれと私はお願いしたと思うんですけども、地盤の方もそうですけれども、そういったことを報告していただきたいなと。できれば、その報告書を見させていただきたいし……。よろしくをお願いします。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員の質疑に対して答弁を求めます。

永嶋課長。

○病院整備課長（永嶋英和） 3月定例議会で病院長、村上院長がお話ししましたものは、マスタープランということで、これは横河設計事務所、これは先ほどの日揮じゃなくて設計事務所でございます。これについては、昨年来から場所的なものを含めて1号館、今現在一番

新しい建物ですが、その辺のデータ、地盤調査のデータをお送りいたしまして、ここで12階、13階建てはどうだということを検証していただきました。その報告書も、きょうはちょっと手元にはございませんが、病院にございます。それと、それについて今回日揮さんに事業に支援業者として参画してもらうということでございます。

当然3月の定例会等でお話ししましたが、病院本館だけじゃなくて、やはり看護宿舎、老人ホーム、その他医師宿舎等も同一敷地内または道路を挟んで隣にあるということでございますもので、場所的なものをそういうことを含めて横河設計事務所に確認をしていただきました。

それと、防災についてですが、そういうことを含めて、いざという時に医師、看護師または検査技師、放射線技師、そういう方もすぐ駆け付けできるという体制のもとで、現在の所に建てたいということで現在計画を練っているところ、策定しているところでございます。

○委員長（高橋利彦） まだ答弁漏れがあります。最初の事故の報告等について。

○病院整備課長（永嶋英和） すみません。病院のトラブルということ、私ども先ほど委員からお話がありました不審火等については、今後速やかにご報告させていただきたいと思えます。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 事故とかトラブルとか、いろいろな問題があるんですけども、事前に知らされていれば、市民に対しても対応できます。職員の皆様方にもあまりそういうのをきつく言うこともありませんし、分からないという話になっちゃうと、どうしても強くなっちゃうんですよ。だから、事前に聞かされていれば、ああそうだなという話で、ああ、じゃこれカバーして、一緒に何とかうまく市民に対してはこういうように話をしようという形でいけると思うんですね。ですから、ぜひその辺をわざわざ報告されて、駄目だ、このやろうということはまずないですから、一緒になってやらさせていただければと思います。

その報告事項とそれから緊急連絡網といいますか、そういったものをぜひ出していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（高橋利彦） ただいまの質疑に対して病院の方から答弁を求めます。

事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 緊急連絡網というのは、例えば病院であれば事業管理者に至るまで防災センターからいろいろな連絡の体制をとっておりますし、必要に応じて市役所当局、あるいは警察、消防等への連絡というような形でやっております。

いろいろ今日ご心配をいただいて、一緒に心配するよという力強いご支援の言葉をいただいたというふうに理解しておりますので、これもケース・バイ・ケースかとは存じますが、重大な病院の経営にかかわるような懸念も考えられるわけですから、そういった場面、場面に応じて、院長のご指導をいただきながら、ご報告をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 他に質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） ないようでございますので、以上で所管事項の質疑を終わります。

陳情の審査

○委員長（高橋利彦） 次に、陳情 1 件の審査を行います。

中央病院以外は退席してください。

ここでしばらく休憩いたします。

再開は11時とします。

休憩 午前 10 時 49 分

再開 午前 11 時 0 分

○委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 6 月 12 日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第 8 号、安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情についての 1 件であります。

それでは、陳情第 8 号について審査を行います。

初めに、病院事務部長より参考意見がありましたらお願いいたします。

事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 新聞報道等でご存じかと思いますが、去る 6 月 14 日に国会の方で医療制度改革関連法が成立をいたしております。そういった状況でございまして、

制度改正がこれからいよいよ実行の段階を迎えるという状況の中でのものですけれども、こういった現場の意見として人手不足であるとか、十分な看護ということはありがちな意見でございまして、いつでも聞かれる意見でございます。

それで、今申し上げましたように関連の法律が成立したばかりであるという事情、それから先ほどの委員会の議論でもございました、これから中央病院といたしましては新しい病棟の整備に向けて、国ですとか県のご指導をいただきながら、そういった指導、ご協力のもとに新しい病院の整備に向けて頑張っていかなければいけない時期でありまして、仮にここに書いてありますような形で大幅に人員増ということになると、たちどころに赤字になって、病院の整備ができなくなってしまうという状況も考えられるというのが現状であるというふうに理解しております。そういった状況であるということをご勘案いただいて、ご判断を願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。ご意見がありましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 病院の経営とか、その辺はあまりよく分からないんですけれども、この陳情項目の2番目がありますね。看護職員の配置基準を夜間は患者10人に対して1人以上、日勤時患者4人に対して1人以上とするなど、抜本的に改善することというのがあるんですけれども、これは今現在、中央病院ではどんな状況なんですか。

これにすることによって、看護師の件費がどのくらい変わりそうだと、大雑把でいいですよ、今現在どのくらいなのか。かなりこれは恵まれた配置なのか。患者10人に対して1人以上、日勤時4人に対して1人という、患者4人に1人でしょう。いいんだけれども、先ほど部長、経営状態と言っていましたけれども、かなり恵まれているから、これで経営の方はどうなのかとは思うんですね。実際、今の旭市の方の病院ではどのくらいなんですかね、その辺を教えてください。

○委員長（高橋利彦） では、参考意見をお願いします。

病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） この2番の配置なんですけど、まず夜間が患者10人に対して1人以上ということになりますと、病院の一つの病棟だいたい50床ですので、夜間は5人必要になりますね。これ準夜、深夜、3交代でやりますので、夜勤の看護師が10人要ります。10人

が毎日のことですから、30日掛けますと300人分夜間については必要になります。

それで、厚生労働省の方で夜勤の回数というのは20日以内にしろという通達がありますので、これを8で割りますと、夜勤の関係だけで38人看護師が必要になってきます、一つの病棟で。現状は、だいたい看護師が旭市の場合だと23人プラスあと準看を入れたりして二十五・六人かなと思うんです。一つの病棟で13名ぐらい、十数名増員しなければこの夜間10人に対して1人というのはクリアできません。20病棟ありますので、単純に計算すると200人以上、200人から下手したら300人増員といったようなことになります。

日勤、患者4人に対して1人は、現状の数でクリアできているかと思います。現状は夜間、患者10人に対して1人という、この一つの基準というのは国の方でも定めてありません。それで、昼間、夜間平均して10人に対して1人といったような基準はありますけれども、これについてはうちの病院は当然クリアしているわけですが、この夜間に対しての基準についてこのとおりやるとなると、それだけの数の看護師を増やさなければならないと。これは人件費的にも、それから数の確保という面でも非現実的な数字になってくるんじゃないかというふうに考えております。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） ちょっとお聞きしたいんですけども、この千葉市花見川区幕張ですか、この看護職員の増員を求める千葉県実行委員会、これはいつごろできて、どういう団体なんですか、これ。もし分かればちょっと教えていただきたいんですけども。

○委員長（高橋利彦） 事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） この実行委員会というものについては、ちょっと私どもも分かりませんけれども、市の議長あてに出てきた陳情書を見ますと、事務局が千葉県医療労働組合連合会、略称千葉県医労連というふうになっておりますので、労働組合の団体かなというふうには考えております。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） これ、国への陳情、意見書ですよ。それで、その中で千葉県の就業率は54.6%で、要するに県外に出ちゃうという話なんでしょうけれども、県の問題と、全国的な看護師の不足の問題とちょっとかみ合っていないのかなという気がするんですけども、千葉県内で育った看護師さんが県外に出ちゃう。主にどの辺に出ているんですかね、東京とか。ちょっと問題が別なような気がするんですけども。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 看護師の不足の問題ということですが、正確なところは正直申し上げて件数的に把握しておりませんが、一般的に言われておりますのは、やはり都市部への流出ということですので、関東近辺であれば、主に東京、神奈川辺りではないかというふうに言われております。あと、関西方面ですと、多分大阪、あるいは名古屋近辺、いわゆる大都会に集中する傾向があると、これはもう事実でございます。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 千葉県の実行委員会ということですから、千葉県外に、例えば看護師が定着するよにということ、県に対して意見陳情書を出すというなら、ちょっと分かるような気がするんですけども、国に出して、全国的に足りないということなんです、ちょっと首をかしげているんですけども、できればもう少し勉強させていただいた方がいいのかなと思います。

○委員長（高橋利彦） ほかにご意見ありませんか。
明智委員。

○委員（明智忠直） 陳情の趣旨、文面については今、佐久間委員が言ったようにちょっとまとまっていないところがあるようなんですけれども、趣旨は我々にも十分理解でき、今、事務部長からも話がありましたように理解はできるところなんですけれども、国に対する意見書ということと、それから患者10人に対して1人の問題とか、この陳情書の内容では、統一して国へ陳情してどうなのかなという部分も、はっきりアピールできるのかなという部分もありますので、もう少しいろんな地域のこと、あるいは近隣の状況をいろいろまだ研究する余地があるのではないかなと。そういったところで、今回は継続審議というようなことで取り扱っていただきたらと思いますけれども、今、佐久間委員も言ったように、そういうような方向でいったらいいかなと思います。

○委員長（高橋利彦） 他に意見ありませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、陳情第8号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。

大変ご苦労さまでした。

委員の皆さんは自席でお願いします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 13 分

○委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（高橋利彦） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第 8 号、安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（高橋利彦） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高橋利彦） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（高橋利彦） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時15分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 高 橋 利 彦

建設経済常任委員会

平成18年6月20日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 3号 旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 7号 市道路線の変更について

議案第 8号 市道路線の認定について

《付託陳情》

陳情第 7号 米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める陳情

出席委員（6名）

委員長 向 後 和 夫

副委員長 滑 川 公 英

委 員 神 子 功

委 員 鈴 木 正 道

委 員 嶋 田 哲 純

委 員 平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議 員 嶋 田 茂 樹

議 員 木 内 欽 市

議 員 島 田 和 雄

説明のため出席した者（28名）

助 役 重 田 雅 行

商工観光課長 神 原 房 雄

農水産課長 堀 江 隆 夫

建設課長 米 本 壽 一

都市整備課長 島 田 和 幸

下水道課長 山 崎 健 次

農業委員会
事務局 長 小 田 雄 治

その他担当職員 21名

事務局職員出席者

事務局 長	来 栖 昭 一	事務局 次長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	飯 笹 浩 一

開会 午前 9時59分

○委員長（向後和夫） それでは、皆さん、どうもおはようございます。

大変お忙しい中を建設経済常任委員会ということで議員の皆さん方ご参集をいただきまして、大変ありがとうございます。梅雨入りしたわけですが、きょうはお天気がこのまま雨も降らずに梅雨入りするようであります。委員会が終わりました後、委員の皆さんには視察ということでございますが、視察には支障がないようであります。

先般、12日の本会議におきまして付託をされました3議案、1陳情につきまして慎重に審査をお願いいたしまして、あいさついたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたします。

傍聴につきまして申し込みがあります。

嶋田茂樹議員、木内欽市議員、島田和雄議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解をお願いいたします。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

初めに、執行部を代表いたしまして重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会ということで、委員の皆様には大変ご苦労さまでございます。

当委員会に執行部の方よりご審議をお願いする議案につきましては、議案第3号の農業研修施設の設置管理条例を廃止する条例の制定案件、それから議案第7号の市道路線の変更、議案第8号の市道路線の認定、この3議案でございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後和夫） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第7号、市道路線の変更について、議案第8号、市道路線の認定についての3議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第3号について、農水産課長は説明をしてください。

○農水産課長（堀江隆夫） 特にありません。

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） おはようございます。ご苦労さまでございます。

それでは、議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、ご質疑を申し上げます。

本会議で同様の廃止の条例制定ということで議案第4号で質疑をさせていただきましたので、内容的に同じようなことだということを考え合わせましてご質疑するものでございます。

この議案第3号につきまして担当課長より詳細に説明をいただきました。三川、あるいは上永井地区のこの2件につきましては、昭和53年並びに昭和54年に設置をされて、これが地元区からの要望に基づきまして無償譲渡をするという内容のものでございました。

そこでお伺いをさせていただきます。

今回、この地元区からの要望によりまして無償譲渡するということでありますけれども、議案第4号でも聞きましたが、議案第4号では3月24日に各地区の取りまとめによりまして要望書が提出されたということになっておりますが、今回の条例を廃止にする内容につきましては、この無償譲渡に至るまでの経過につきましてもう少し詳しくご説明をいただきたいのが1点でございます。

2点目が、この農業研修施設の設置につきましては、ただいま申し上げましたように、昭和53年並びに昭和54年に設置をされたものでございますが、この土地の所有権については、現在どういうことになっているのかどうか。さらに、上屋につきましては市の持ち物だというふうに思いますが、その辺の確認をまずしたいと思います。これが2点目です。

3点目は、この建物が地元区の方に無償譲渡するということからいたしました場合に、この維持管理につきましては、本会議でも議案第4号で触れましたけれども、無償譲渡した後に地元区の方で管理運営をしていくわけでございますけれども、その管理運営に当たっては、修繕とか、あるいは改修ということが考えられますけれども、この辺についてはどのような

市と地元区では話し合いになったのかどうか、この辺もお伺いをしたいと思います。

それから、旭市農業研修施設の設置に関する条例の中身を見ますと、これについては農業関係の研修とかいろいろ書かれておりますけれども、一般的には所期の目的を達したんではないかなということが言われますけれども、そうしますと、無償譲渡をした後に旭市農業研修施設という名称については、どのように地元区と話し合いがなされているものかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第3号につきまして、ご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

同施設のこれまでの経過でございますけれども、今回提出してあります飯岡地区の後農村研修所につきましては、昭和52年度に国の補助事業であります農業構造改善事業によります補助事業によりまして建築をされたものであります。それと、上永井集落センターにつきましては、昭和54年度に同じく国の補助事業であります地域農政整備事業によりまして、それぞれ農業関係の補助事業として施設整備され今日に至っております。

同施設につきましては、それぞれ国の補助事業でありまして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、こういうものがあるわけですが、この中で、実は補助事業によりまして財産を取得したものにしましては、財産の処分の制限が実はあります。処分制限の期間内はいろいろ譲渡してはいけないとか、いろいろな他の目的に使ってはいけない、そういうものがあるわけですが、本来、この施設は木造ですので、24年ということで我々は理解しております。処分制限24年で、それぞれ後農村研修所につきましては28年、上永井についてはそれぞれ26年を経過しまして、それぞれ同法律に基づく処分制限は切れているというふうなことで、そういうふうなことで今回、実質的には集落でお使いになっている施設の部分が大半なもので、管理等から見て集落に譲渡した方が適切かなと。そんなことで集落の方々と打ち合わせをしながら今回に至ったわけであります。

土地の名義につきましては、それぞれ後農村研修所につきましては、東円寺というお寺から無償でお借りをしているものでございます。それと上永井集落センターにつきましては、やはり妙長寺というお寺から無償で借りて現在まで至っております。

建物の名義につきましては、それぞれ当時の町が事業主体というふうなことで、現在まで

市が名義というようなことでやっております。今回それを譲与しまして、区の方に持っていただくような形で提案させていただいております。

これからの維持管理、これが問題になるわけですが、区との話し合いの中では、現在あります旭市のコミュニティ育成事業補助金交付要綱、これによりまして、修繕の場合は200万円を限度に2分の1以内の補助の制度がある。こういうものをご活用いただいて維持管理に努めていただく、そういうことで理解をしております。

それと、これからのいろいろな名義ですが、例えば区の方へ譲与されまして、農村研修所という名称が、例えば集落全体で使っているんだと、農村という表現はおかしいということであれば、その区の判断に基づいて、区でここを管理していただきますので、変えていただくのは何ら構わないのかなということで理解をしております。それぞれ区の方々に適当な名前を使っただいて、一番集落で使いやすい名前というものをひとつ模索していただくのもいいのかなと、そういうことで理解をしております。

以上であります。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） ご説明ありがとうございました。

何点か伺いたします。

結論的には処分をしても制限には値しないということで、これらについては所期の目的を達成しただろうという、そういった判断だと思います。これは了解いたしました。

これからの維持管理ということが地元区にとっては大変、受ける側としては——今回、条例を廃止した後に起こってくる問題ということで確認をさせていただきますけれども、平成18年度版の旭市例規集、これは1,092ページに別表ということで今ご説明をいただきました別表の関係でありますけれども、地区集会施設建設事業から幾つかありますけれども、例えば改築の場合とか、あるいは修繕の場合についても、このコミュニティ育成事業補助金の交付要綱に基づいて、これから地元区で運営される場合には、この事業種目によって市の方では補助をしていくというお考えでよろしいのかどうか、これをもう一度確認をさせていただきます。

一番気にかかるのは、今お話をいただきましたように、土地についてはそれぞれお寺の土地だということですが、今までは飯岡町が事業主体であり旭市に移って、その旭市から今度は地元区に移るということになりますと、土地の関係でトラブルが発生しないかということが危惧されます。その区の代表の方々が、恐らく区長さんであれば毎年毎年変わる、あるい

は2年ごとに変わるか、いずれにしても代表の方々が管理すると思うんですが、そういった意味でトラブルの発生ということがあるとすれば、地縁団体等を作ってやるのが正しいのかどうかということが考えられますけれども、トラブルが発生しないようなことについての打ち合わせというのはどのようにされてきたのかどうか。また、地縁団体は必要があるかないかについてご検討いただいたのかどうか、これについてご回答をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ただいまのご質問でありますけれども、2つの両区と説明した際には、先ほどご説明しました旭市のコミュニティ育成事業補助金交付要綱に基づきまして、それぞれ修繕等につきましては200万円を限度に2分の1以内のこういう事業でできるんじゃないか。

ただ、委員言われましたように、この中に採択基準というふうなことで緊急性、あるいは地域性、申し込み順というふうなことで、いっぱい同年度にわっと申し込みがあると、予算の関係もあるかなというのは危惧しておりますけれども、一応この事業の中で地域としては対応できるでしょうというふうなことでご説明した経過を見ております。

それと、あと地縁団体等につきましては、まさしくそういう団体でできるわけですが、今回のケースにつきましては、そういうことじゃなくて区ということで実は担当課としては考えております。

それと、あと現在市の方で無償でお寺から借りておりますけれども、それが今度区の方に行きましてまたいろいろな、地域のお寺ですので、個人の方と違って我々トラブルはないかなと見ておるわけですが、土地ですので、なかなか将来的にいろいろな問題があってもしょうがない、そんなことで、譲与に当たっては両区と相談しながらお寺と打ち合わせをしていただいて、ある程度の年数でお借りをするような形を、契約を結ぶようにご指導していきたいな、そういうことで考えております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） この条例の廃止をするに当たりましては、今最後にお話がありましたようにトラブルがあっても困りますし、また維持管理で問題があってもしょうがありませんので、その辺十分ご理解をいただきまして、地元区でトラブルのないように、また修繕等につ

きましては、容易にできるような体制を作っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続きまして、議案第7号及び議案第8号については関連がございますので、一括して審査をいたします。

議案第7号及び議案第8号について、建設課長は説明をしてください。

○建設課長（米本壽一） 本議案につきましては、本会議で補足説明を申し上げた内容をさらに詳しく申し上げたいと思います。

議案第7号、市道路線の変更について及び議案第8号、市道路線の認定について補足説明を申し上げます。

図面を見ていただきたいと思います。添付されている図面はちょっと小さいんですけども、その図面を見ていただきたいと思います。

これは、旭中央病院のアクセス道、東西線の関係です。東西線をもう一度詳しく申し上げたいと思います。ちょっと図面が小さいんですけども、左の図面を見ていただきたいと思います。ここに、ちょうど地図の真ん中辺に、2の01-020号線という四角で囲んだ枠がございます。この枠の下に、南ですけども、「（工事中）」というのがこの東西線の下土地が県で3月議会に認定した路線がこの道路ということで、今年度から工事を行うというもので、これが東西線です。

今回の議案は、この「（工事中）」と地図にあるところの一番左側辺り、川島歯科医院というのがあるんです。表示はされていませんけれども、ここに川島歯科医院というのがあります。そこから北に上がって中央病院の方に向かう、この路線を国の道整備交付金という申請の際に「01-020号線ほか」というふうに申請したんです。国との協議の際、ほかはないよということで、補助事業を受けるならば1本に下さいということの指導がありました。この道整備交付金というのは、事業費の2分の1が交付される事業であります。そんなことで分かりましたということで今回の議案になったわけであります。

なお、千葉県からは交付決定するよということは事前に連絡はいただいております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 建設課長の説明は終わりました。

議案第7号及び議案第8号について一括して質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、議案第7号、議案第8号につきましてご質疑申し上げます。

まず、これは3月定例会におきまして、議案第45号で市道路線の認定ということで今ご説明がありましたように、工事中ということで路線の認定についての内容についてご説明をいただきました。そこでは、なぜ県のものを市道に認定するのかどうかという議論があったわけであります。その後、6月定例会では市道変更路線の位置図と、さらに認定をすべき市道路線の認定ということで議案第8号について提出をされたわけであります。

そこで、この変更前、変更後ということで議案には出ておりますけれども、確認のためにまずお願いしたいのが、この変更前というのはいつごろ市道認定をしたものか、確認のためにお教えいただきたいと思います。その後、変更後ということになりますけれども、それが第1点です。

それで、ただいまご説明いただきましたように、国の道路交付金ですか、この2分の1交付されるというご説明がありましたけれども、国の指導ではほかはないと、そのほかにはないということで一本化しなさいという指導だったと思いますけれども、これはもう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。というのは、あらかじめ市道認定をしておいて、それでそうせざるを得なかったということで、この辺のところの関連につきまして、これは3月定例会で出てきたいわゆる01-031号線、これに関係することにもなりますので、一連のことにつきまして分かるようにもう少し詳しくご説明いただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） お答え申し上げます。

まず1点目ですけれども、いつ認定したということで、左の図面を見ていただきたいと思いますが、5-0030号線も01-020号線も昭和61年12月13日に認定してございます。2路線とも同じ日です。

それと、2点目の国の補助事業、道整備交付金と申しますけれども、これを国から一本化するという指導をされたことに対してももう少し詳しくということでございますので、3月議会で認定したのは01-031号線だということであります。その時には、特に一本化の話は出ていなかったんです。この補助金のあくまでも申請した段階で、2本ではおかしいや

なということで、1本にできるか。それは認定変更、特別その道路に支障はありませんので、分かりました、補助金いただけるのだったら変更します、議会の方にも話しますということで今回に至ったわけであります。それ以上のことは特にありません。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

神子委員。

○委員（神子 功） 結論的には、今課長が言われましたように、もともと市道認定されていたもんですから、路線を変えるだけで特に問題はないということはそのとおりだと思います。

これからの進捗につきましてお伺いしたいんですが、国の道整備交付金ということで一本化をするようにということで2分の1交付されるということですが、これからの見通しにつきまして交付をされるということがいつなのか、それから、その後どういように道路整備関係が進捗されるものかどうか、この辺お分かりでしたらご説明をいただきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、アクセス道の絡みですので、東西線に限らず南北線も含めてご説明したいと思います。

今回、南北線はまちづくり交付金という交付金、東西線は道整備交付金という交付金を使うわけです。南北線についてはまだ期間を要しますけれども、東西線につきましては今回議案になっている東西線は4年間で工事を終える予定です。そんな計画で出しております。

具体的に申し上げますと、今年度は設計やら用地測量やら、あとは土地を購入しますので地権者の交渉やらというものを行います。それで、来年度から工事に向けてということになるわけです。

それともう1本、先ほど01-031号線、これは3月議会で承認いただいたところなんですけれども、これは今年から3年間で工事を終えます。

交付金につきましては、それぞれの年度で申請し、それぞれの年度で交付されるといったものであります。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 最後にお伺いいたしますが、01-031号線は平成18年から3か年ということだと思います。それから、東西線については4年間で実施をするということですが、そ

の都度交付金の申請を行っていくということですが、今現在考えている交付金をいただくというそういうことについては、額的には今現在試算をしてありますでしょうか、なければ結構です。あればお答え願います。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは事業費、あくまでもこれは計画です。今年度の予算は今年度分しか予算化されていませんので、全体事業でお話申し上げたいと思います。01－031号線の東西線につきましては、1億5,000万円を予定しています。今回の議案の部分の東西線につきましては、1億8,000万円という額を予定しています。これに2分の1の交付金ということになります。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 同じような質問なんですけれども、南北線については今年、網戸区に話をすると、そういうようなことを前回の議会の中でも答弁をいただきましたが、実際にはある程度の計画路線というのはできているのでしょうか。それで、今回の市道認定路線の0220線、その辺が実際には網戸区を横断していくのか。言えないというのであれば結構ですが、できればある程度の計画を議員の方々も知っておいた方がいいのではないかと思います。

○委員長（向後和夫） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 3月議会でもこの話が出まして、ルートを示せという話があったわけです。現在、用地の取得だとか、補償だとかの予算は組まれておりません。おりませんけれども、現に家が建っていますし、その先の話がありますから、もう既にずっと交渉に歩いております。そんな交渉に歩いている段階ですから今後変わるかも分かりませんが、今の状況の中でお話をさせていただきたいと思います。

先ほどの図面、今度は右をご覧くださいと思います。路線を一本化したところの図面、横に赤くなっている部分の上、これは銚子旭線、県道部分を見ていただきます。もっと分かりやすいのは向藤食堂という食堂がありますけれども、これは今回の変更後の一番北の丸印の辺りが向藤食堂の位置になります。そして、このところが銚子旭線、県道ですね。今歩いているのは、網戸というところには神社とお寺がちょうどいい具合というか、いい間隔にあるんです。神社とお寺を避けますので、今我々が歩いている所は左から中央病

院の入り口の信号の位置、先ほど向藤食堂と申しましたけれども、その位置から東に向かっていきますと大きいカーブがあります。この大きなカーブを過ぎますと、淡島神社という神社がここに図面に記されているのが分かりますでしょうか、県道の南側にちょっと字が小さいんですけども、淡島神社と記載されています。さらにちょっと東に行きますと、今度は県道の北側に観音堂というお堂がございます。さらに東に行きますと、八重喜神社という神社があるんです。これも県道ぶちです。さらに東に行きますと、北側の方には東漸寺があったり熊野神社があるわけです。滑川委員言われました0220号線というのが来るんですけども、何度も言いますが警察と中央病院を結びますので、この神社・お寺を避けたいんです。そうしますと、このスペースというのは何か所かに絞られてくるんです。今一番ポイントを絞って歩いているところは淡島神社、先ほど言った一番西側の淡島神社の西側辺りに水路敷があるんです。こういう水路敷をうまく利用できたらいいんじゃないかなということで、ここをまず第一候補に歩いております。ここに道路が走る場合には、この家に移転できますかというふうな具体的な話に歩いています。それと、もう一つ、ここに表示はありませんけれども、カラオケステージというか、あそこをイメージしてもらって、その辺も候補として歩いています。だから、ここというふうには決めていませんけれども、ここの辺を歩いていますよ、絞って歩いていますよということだけはお知らせするし、ご理解をいただきたいと思います。これは変わるかも分かりません。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） そうすると、これから八銚線を抜けて、どの地区が……警察の東という話……

○委員長（向後和夫） 嶋田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 警察の東側の信号道路、これは使いたいと思っています。警察の東側に南北の道路があります、市道があります。この道路は使いたいと思っています。

したがって、その道路と中央病院を結ぶ、その間がポイントなんです。この県道、先ほど言った銚子旭線のここの協力される方がポイントなんです。ですので、そこを結べば多少カーブの堆積になったりするかも分かりませんが、そんなルートになろうかと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第7号及び議案第8号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後和夫） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

議案第7号、市道路線の変更について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

議案第8号、市道路線の認定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後和夫） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は随時報告してください。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） お手元に資料を配布してございますので、資料をご覧くださいと思います。あさひ健康パーク整備事業でございます。よろしいでしょうか。

では最初に、まずこの事業の目的でございますけれども、海岸地域の市有地等を利用して、海岸地域の活性化とそれから市民の健康づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

最初に、概要について申し上げます。図面をご覧くださいと思います。

全体計画面積は約1万8,000平方メートルでございます。図面の中央から左側でございます西側方向、こちらは起伏のある地形で保安林の植樹がございまして、それから図面の中央から右側でございます東側方向でございますが、こちらは平坦な地形で既存の樹木がほとんど植生してございません。こうしたことから、西側方向部分につきましては、保安林の樹木等自然の状態を生かしたコースとしまして、東側方向部分は一部植林を行いまして、開放感をイメージしましたコースとして造っていきたいと考えております。

コースといたしましては、Aコース・Bコースの2コースで、全長は約800メートルでございます。Aコース・Bコースともに9ホールずつ合計18ホール、パーは66でございます。各コースはパー3からパー5まで設定となっております。

それから、コース外の施設といたしましては、あずまや、それからトイレ、ベンチ等でございます。

なお、工事の整備内容でございますけれども、平成18年度、平成19年度の2か年で整備を行ってまいります。総事業費は約2億9,000万円の予定でございます。財源的に非常に有利なまちづくり交付金事業としまして事業の整備を行ってまいります。

平成18年度の工事といたしましては造成工事に着手しまして、潮風や飛砂を防ぐための砂防施設、それから散水施設、芝張り等の整備、平成19年度には休憩施設、コース内の植栽等を行ってまいります。そして、平成20年度の早期のオープンを予定しております。

なお、この整備に伴いまして本年度に旧福祉センター及び勤労青少年ホームを解体しまして、跡地をあさひ健康パークの整備区域内として利用してまいります。

以上でございます。

○委員長（向後和夫）　ありがとうございます。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野忠作）　平野です。どうもいつもお世話になります。

ちょっと課長に地元の議員として何点かちょっとお聞きしたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

このパークゴルフ事業でございますけれども、地元としても期待を持っております。そういう中で、実は5月27日ですか、都市整備課長と建設課長が来ていただきまして、中谷里浜地区で説明会が行われました。その中でいろいろ今までみたいなことを説明していただきましたけれども、工事は実際いつごろ始まるかということと、それと、地元としてはこのゴルフ場ができますと、今現在中谷里浜地区が暮らしているところよりもゴルフ場の方が多分高いと思います、九十九里の地形としまして。それで、たしかあの時に排水の要望がありまして、市の当局としてもそれにご理解を示してくれまして、何とか1本をとということで、これはお聞きしております。

それともう1つは、ゴルフ場に向かう道路でございます。現在、飯岡一宮線から南側でございますので、そのゴルフ場に向かいます道路が約4本あると思います。そのうちの3本は4メートル未満で非常に交通渋滞が懸念されます。特に夏休みとか、土日の少年野球あるいはサーフのお客さん、それと一般のレジャー客と地元の利用ということで交通が相当混雑が予想されますけれども、その辺の対策等は、それと排水問題ですね。そこらがちょっとまだ地元民が分からないということで、実はこの間、副区長の方からそういうお尋ねがございましたので、きょうたまたまこのいい機会がございましたので、分かるだけで結構ですので、ひとつよろしくをお願いします。

○委員長（向後和夫）　都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸）　最初に工事の時期でございますけれども、7月後半には発注したいと考えております。

それから、2点目の排水、それから3点目の道路の件でございますけれども、これは建設課長の方から。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路排水について建設課からお答え申し上げます。

一番まずご心配されているのは排水問題だと思います。とにかくあの時説明しましたけれども、1本抜こうかという計画はしています。ゴルフ場ができちゃってから後から抜いたのでは二重手間になっちゃいますから、とにかく最初に排水路を造って、ゴルフ場ができるように今考えていますので、これは十分地元の区とも相談しながらやりたいと思っています。

ただ、その道路問題ですが、道路問題が非常に難しい。何で難しいかといいますと、あそこは現場と地図が違う、公図と現況が非常に違うところなんです。その辺を今頭を痛めているんですけども、これもいずれにしても区とよく相談しながら、迷惑をかけないようにしたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（向後和夫） 平野委員。

○委員（平野忠作） どうもありがとうございました。

一応地元の地区民からもっと要望というものがあると思いますので、その時にまたいろいろご相談しますので、その時はご理解の方をひとつお願いします。

それともう一つ、都市整備課長をお願いします。

これを見ますと、国際パークゴルフ協会公認取得予定ということでございますので、どうせやるなら千葉県大会とか、そういう大きい視野でひとつ向かって、この地域が活性化するようにひとつお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 都市整備課と建設課の方をお願いします。

今、あさひ健康パーク整備事業の概要ということでこれは整備の概要を伺ったんですが、これから後については大変なことになると思う。大変なことになるということは、要は今平野委員から話がありましたように、国際パークゴルフ協会の公認取得予定ということですから、そうしますと来ていただきたいということから考えますと、そういう認定を受けるわけですから指導者が必ず必要になりますよね。そうでないと、幾らいいものを造ってもルールに基づきたいわゆる遊び方というのができなくなりますね。要は競技と遊びは別ですから、やはり集客をするためには、そういう北海道から生まれたパークゴルフが旭市としてやはり正しいものになっていくといえますか、健全に推移していくと考えれば、今からそういう指

導者の育成なり何なりをしていかないといけないのではないかなということに触れさせてもらいます。

ですから、これはこれからのことですから、事業を進めるに当たりまして並行で、これは生涯学習課になるか都市整備課になるか、どこでもいいわけですが、そういった長期展望に立って人材の育成なり、あるいは人がどう集客するかどうかについても並行的にソフト面で考えていただきたいというのが一つですが、お考えがありましたら都市整備課の方からお願いしたいのが1点です。

建設課につきましては、今6月ですから、よく一般的に言われるのは、市の場合には3月ごろになると工事が多いとよく言われますけれども、新市になってから7月で丸1年になります。そういうことで計画的な整備ということが必要でありますので、道路整備改良あるいは排水整備等を含めて6月に発注とかお考えがあればお願いしたいし、それはどの辺の進捗になっているのかどうか。あと今後どのような計画で工事等について計画については消化していくのかどうか、この考え方について建設課長からお伺いしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） コースの公認の件、それから指導員の件でございますけれども、コースは私ども今考えております。公認を取っていく予定でございます。

それから、指導員の件でございますが、これからいろいろ詰めていきたいと考えております。いろいろ各地区のパークゴルフ場を見ましてもかなり入場者がばらついていまして、多いところは数十万人、少ないところは数千人でございますので、私ども市民をはじめ多くの方々にPRをしていきまして、大いに利用していただくよう図っていききたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 工事は計画的にということでごもつともだと思います。現在18本工事を予定しているというか、目途が立っております。全体的には100本ぐらいはやりたいという気持ちでおります。

以上です。

○委員長（向後和夫） では、ちょっと私の方からも。

先ほど来、排水の話が出ていますけれども、こういったゴルフ場は非常にこの排水は重要なんですね。そのために通常のゴルフ場の場合には貯水池として池が方々に設けてあります。それで、特に雨の中でも競技するわけですから、芝生がぐちゃぐちゃにぬれていると玉も走

らないということで、そういった面でやはり傾斜の関係だとかそういう面で排水というのはやはりきっちりやらないと、オープンしてから大変な問題が起こるんじゃないかならうかと思います。その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに質問ありますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） もう市でやるということは決まっているんですけども、実際の近隣の状況ですか、どのくらいの人口があつて、どのくらいを利用しているか、シミュレーションですね、損益のシミュレーションを全然お示しには今までなっていないんですよ。その辺もはっきりと、あとメンテナンスでゴルフ場ができてからどのくらいの費用がかかっているのか、その辺もお示しを願ひたいと思います。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 名前はパークゴルフでございます。これを変更しましてあさひ健康パークということで、一応公園事業でございますが、公園の中にパークを造るものでして、これは費用対効果というのは算出してございません。

メンテナンスなんです、一応芝のメンテナンスは年間約700万円ぐらいかかるかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 近隣のパークゴルフでは民間のところもあると思うんですよ、その辺のところ実際に、では公園だから幾らかかってもいいということにはならないと思うんですよ。実際にこれから1回公園を造っちゃったら、メンテナンスも含めて必ずキープしていかなきゃならないんですから、そのことを出さないでそのまま公園だからいいというような話ではないと思うんですけども、一応お示しは願ひたいと思います。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 作っておりますので、できましたらご報告させていただきます。

それから、このパークゴルフ場なんですけれども、全国的に約900か所ぐらいございまして、このうち公園が約8割でございまして、先ほど申し上げましたけれども入場者は非常にばらつきがあります。私どもも費用対効果を見るに当たりまして、大いにPRしまして多くの方々に利用していただくことを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） ほかの課長、何か報告はありますか。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課の所管事業につきまして政務報告でもちょっと申し上げてございますが、補足して報告をしたいというふうに思います。

1点目ですが、現在、高齢者・パートタイマー職業相談室というのが商工観光課の東側にございます。これが6月30日をもって閉室となります。この高齢者・パートタイマーにつきましては、県内12か所の職業相談室ということで県の支援によって実施されているものでございます。これが6月30日をもって閉室となります。

それに代わりまして、7月1日から実際は1日、2日は土日ですので3日からになりますが、旭地域職業相談室というふうになります。その地域職業相談室、どこが違うかといいますと、今度は国直轄という部分の中で銚子公共職業安定所の直轄という形になります。今までは県の支援による12か所が県下にあいましたけれども、今度旭市につきましてはそれが閉室となりまして、国直轄の中で運営されるということになります。

今までとどこが違うかといいますと、細かい部分については55歳以上とかいろいろあるんですが、大きく変わるものにつきましては、相談員が今まで2名という部分でありましたが、今度は3名ということになりまして全額国の負担において相談員が増えると。ですから、相談体制の充実も図れるのではないかなというふうに思っています。

それと、今まではペーパーによる相談といいますか、そういう書類を見ての職業相談でありましたけれども、これからはパソコンによって、銚子職業相談所へ行った方は分かると思いますが、コンピュータによってすべてこれが見られるという形になりますので、今度旭市の場合は紙ベースだったものが今度はパソコンによってできると。さらに時間につきましても、今まで9時から4時という部分が8時半から5時までになるということになりますので、かなり市民の利便性の向上が図られるんじゃないかなというふうに思っております。それが1点。

あと、夏期観光の部分についてちょっとお知らせしたいと思います。

夏期観光ということで、海水浴場の開設がございます。海水浴場につきましては、今年も飯岡と矢指の2か所で開設いたします。開設期間につきましては、7月15日から8月20までの37日間ということになります。それに伴っての安全祈願については7月15日に3か所で

実施すると、旭市、飯岡、それとそのプール、その３か所で７月１５日に実施する予定でいます。

そのほかに今年はＪＣの旭青年会議所４０周年記念という部分がございます、「あさひ砂の彫刻美術展」という部分が７月１６日から２２日まで矢指ヶ浦海水浴場の西側で実施すると。これが昨年と変わったところという部分でございます。

あとは例年どおり「サマーフェスタ in 矢指ヶ浦２００６」ということで宝探し等もございます。

それから、「いいおかYOU・遊フェスティバル」ですが、これも第１８回を迎えることになりまして、今年も昨年同様に７月２９日、３０日の２日間、飯岡荘の前で開催いたします。これについては昨年と同様の花火であったり、郷土芸能ステージだったり、２日目はビーチボールということで昨年と同様のYOU・遊フェスティバルというふうになるのかなというふうに思っております。

それから、「市民七夕まつり」につきましても、第５２回を迎えるということの中で今年も８月６日・７日、日・月になりますが２日間開催いたします。催し物につきましては、昨年は椎名佐千子さんは来られませんでした。今年は椎名佐千子さんが出るということで、あと中学生の鼓笛隊等がございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ただいま商工観光課長の報告がありました。

何かお聞きしたいことがあればお願いしたいと思います。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようでございますので、以上で所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（向後和夫） 次に、陳情１件の審査を行います。

農水産課以外は退席をしてください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちを願いたいと思います。

休憩 午前１０時５５分

再開 午前10時58分

○委員長（向後和夫） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

去る6月12日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第7号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める陳情についての1件であります。

それでは、陳情第7号について審査を行います。

初めに、農水産課長より参考意見がありましたらお願いいたします。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、若干ちょっとご説明させていただきます。

実は、市内に本件にあります肉牛の農家につきましては実は48戸いらっしゃいます。その中の18戸は酪農を兼務でやっているというふうなことです。ですから、現実的に単純に肉牛農家というのは30戸程度かな、そんなことで理解しております。飼育頭数につきましては、肉牛としまして5,800頭前後、約6,000頭前後が飼育されておる。

今回の議案とはちょっと違いますけれども、牛屋さん等といろいろ話もした中で、先般も委員長にも肉牛の会合に出ていただいたわけですが、今一番彼らがちょっと苦慮しているというのが、BSEもさることながら、実は国内ではもう既にこのBSEにつきましては安全・安心がもう確保されたと。むしろ日本の牛肉は立派に国内ではこれらの流通上は問題ないというふうなことでやっております。

ただ、若干ちょっと今問題になっているのは、先般会議であったんですけれども、当初、全頭検査しまして県で検査をします。若干陽性ということで出ちゃって、それを今度陽性が出ますとすぐ陽性じゃなくて、今度は国へ持っていきましてそれで最終的に判断をしていただく。若干実は千葉県の場合、先般、実は陽性とばって出ちゃって新聞報道されて、その後国に持っていったところが陰性というようなことで、県で問題があって国で見たら問題ないというようなことで、新聞報道ちょっとどうなんだという議論も実は担当の方から申しました。

だから、どうしても今、新聞報道は即日しなきゃしょうがないとかいろいろあるらしくて、ただ、県の畜産担当課の方も、本当にその報道というのは今日調べて、今日ちょっと問題がある、それをすぐ報道して国へ持っていったら問題なかった、そういうものまで報道するということは、逆に消費者に対してどうかなという、そういうものも実は現実にあります。

した。たまたま4月に県の職員が異動等がありまして検査に不慣れな職員が出まして、若干その検査上ちょっと問題があつて、たまたま出ちゃった、そんな情勢も実は県内で聞きました。

それと、あと今肉牛農家で一番苦慮しているのが、実はこのBSEじゃなくて子牛が高いという部分がありまして、どうしても値段的には今いろいろ輸入をストップしている影響でいい値段では買っていただけるけれども、それ以上に子牛が高くて、経営的にはあまり苦しいんだよなど。一番いい方は自分のところで牛を育てて、ころをとってそれをそのまま育てる方は一番経営上いいらしいんですけれども、相当子牛が高くなっている、そんなことの現状でございます。

それと、一部この管内近くで子牛が盗まれるということで相当数ありました。ただ、幸い当市の中にはそういうことは現時点ではないと。ただ農家の方にはちょっと注意するように、ただ、どうしても今自宅と牛舎が結構遠い方がいると、自分の自宅近くに飼っている方というのはあまり珍しくないもので、ただ注意するということだけなんですけれども、今全頭で登録してあるわけですので、どうしても盗まれても分からないのかなというのがあるわけなんですけれども、やはり生んですぐなくなったものをぱっと盗んできて、それを耳表やっちゃうと、それは判断つかないとかいろいろ現実的にはあるそうでございます。

それとあと、国の方の状況でありますけれども、実は6月1日から6月14日まで全国10か所で、いろいろな農水省等が消費者と、あるいはいろいろな団体を交えまして意見交換会をやったそうでございます。その中にはまだまだアメリカの検査体制がはっきりしない中で、ちょっとこれはどうだというご意見、あるいは場合によっては早く輸入しろというそういうご意見、そんなご意見がいろいろあったというようなことで、今、国の方ではまとめをしながらやっておるという現状だそうであります。ちょっとなかなか我々も中央の情勢が余りインターネット等しか入ってきていないもので、ちょっとその辺の事情しかご説明できなくて申し訳ありません。

○委員長（向後和夫）　ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。ありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功）　今回、第7号で受理をされました陳情の内容につきましては、安全で食を守るというそういった内容だと思います。今課長の方からいろいろ話がありましたけれど

も、子牛が高いからそれは輸入がストップしているからだとかというようなこともありますけれども、今回の陳情の内容につきましては、安心して安全なものを食べるということの考え方だというふうに思っております。そうしますと、今現在、和牛の方については安全・安心が保たれているという先ほどの課長からも説明がありましたけれども、事米国産につきましてはご案内のように早く輸入できるのかなと思っていたらまだ足踏み状態という、そういったこともあります。この陳情の趣旨からいきますと、陳情の趣旨は採択すべきではないかというふうな私は考えに立ってご意見申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかにご意見ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、陳情第7号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席をしてください。大変ご苦労さまでした。

委員の皆さんはそのままちょっとお待ちください。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時13分

○委員長（向後和夫） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

陳情の採決

○委員長（向後和夫） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第7号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める陳情について、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後和夫) ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長(向後和夫) 続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思っています。

事務局、意見書案を配布してください。

(意見書案配布)

○委員長(向後和夫) それでは、陳情第7号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(来栖昭一) それでは、陳情第7号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきたいと思います。

お手元に配布してございます米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE(牛海綿状脳症)の万全な対策を求める意見書案をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

(事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明)

○委員長(向後和夫) ただいま事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

ご意見ございませんか。これでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後和夫) それでは、特にないようでございますので、陳情第7号、米国産牛肉

の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書は、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議がないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、ただいまご協議いただきました意見書の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

それでは、発議案の米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書案の提出者並びに賛成者について、ご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

神子議員。

○委員（神子 功） 提出者は、委員長にお願いしたいと思います。

○委員長（向後和夫） はい。あと賛成者の方は。

（発言する人あり）

○委員長（向後和夫） それでは、ただいま神子委員の方からのご意見のとおり、提出者は私委員長の向後和夫、賛成者につきましては議長を除きまして、あと4名の委員の皆さんとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議がないようでございますので、提出者は向後和夫、賛成者は神子委員、滑川委員、嶋田委員、平野忠作委員と、そのように準備を進めたいと思います。

○委員長（向後和夫） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時21分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 和 夫

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成18年6月21日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

- 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願
- 請願第 2 号 国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願
- 請願第 3 号 地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書採択に関する請願

《付託陳情》

- 陳情第 3 号 医療制度の改善を求める陳情
- 陳情第 4 号 国民健康保険制度の改善を求める陳情
- 陳情第 5 号 介護保険制度の改善を求める陳情

出席委員（7名）

委員長	林 一 雄	副委員長	柴 田 徹 也
委員	林 正一郎	委員	木 内 欽 市
委員	景 山 岩三郎	委員	向 後 悦 世
委員	伊 藤 保		

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議長	鈴木正道	議員	島田和雄
----	------	----	------

議 員 神 子 功
(請願紹介議員)

説明のため出席した者（３５名）

教 育 長	米 本 弥榮子	環 境 課 長	小長谷 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課長	遠 藤 純 夫	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
庶 務 課 長	在 田 豊	学校教育課長	多 田 清 司
生涯学習課長	花 香 寛 源		
そ の 他 担 当 職 員	26名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	飯 笹 浩 一

開会 午前10時 0分

○委員長（林 一雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

文教福祉常任委員長の林一雄でございます。第2回目の文教福祉常任委員会であります。今回担当課といたしまして、生涯学習課、社会福祉課、環境課と三つの課長が代わりましたので一言ごあいさつを申し上げます。

当市でも高齢化が進み、その中でも多くの各講座に健康で多くの方が参加されております。多くの地域におかれる学習の場として、これは私は大事にしていきたいと、こう思っている一人でございます。また、少子化の大切な子どもたちの幼児教育といたしまして、今後の保育所のあり方、民営化等も含め勉強したいと思っております。

また、ごみの不法投棄なども大きな通りには大変少なくなりましたけれども、まだ農道の茂みの中とか山林道などには多くのごみが捨てられておるのが現状でございます。米本教育長さんはじめ三つの課長さんともども、委員の皆様ときれいな住みよい旭市として、お互いに努力したいと思っております。

よろしく願いいたします、あいさつとさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

島田和雄議員より、本委員会を傍聴したい旨、申し出がありました。これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、鈴木議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。

本日は、文教福祉常任委員会を開催をいただきまして本当にありがとうございます。当委員会に付託されました議案は3件でございます。また、請願が3件、それで陳情の方は閉会中の継続審査となっておりますのが3件あるということでございます。この教育関係あるいはまた福祉、民生関係ということで、非常に幅の広い常任委員会でございます。きょうはひとつ十分なるご審議をいただきまして、ご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども、ごあいさつに代える次第でございます。

大変ご苦労さまです。

○委員長（林 一雄） どうもありがとうございました。

続いて、執行部を代表いたしまして、米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。本日は、ご苦労さまでございます。

文教福祉常任委員会を開催するにあたりまして、執行部を代表してごあいさつをさせていただきます。

本日、当文教福祉常任委員会に審議をお願いします議案は、議案第1号、議案第4号、議案第14号の3議案と、また請願文書第1号、第2号、第3号の3件でございます。何とぞ慎重にご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですがごあいさつとさせていただきます。

○委員長（林 一雄） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（林 一雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、議案第4号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について、社会福祉課長は説明してください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） 本会議におきましてご説明した以外ございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続きまして、議案第4号について生涯学習課長は説明してください。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 本会議において説明した以外、特にございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続きまして、議案第14号について保険年金課長は説明してください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第14号につきましても、本会議時におきまして補足説明しました以外、特にございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 一雄） これより討論を省略し議案の採決を行います。

議案第1号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第4号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（林 一雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は、随時報告をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、保険年金課の方から5月31日現在の保険証の交付状況についてご報告いたします。

5月31日現在の被保険者の世帯数といたしましては1万5,385世帯、そのうち通常の保険証、いわゆる1年ものでございますけれども1万3,307世帯、あと短期証1か月、3か月、6か月とございますけれども、その合計が1,604世帯、資格証の交付世帯が474世帯。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますか。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（遠藤純夫） 旭市つどいの広場についてご報告いたします。

乳幼児を持つ親とその子どもが、気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合える場、旭市つどいの広場を旭市役所南分館2階に6月5日開設いたしました。この広場は核家族化が進み、子育ての不安やストレスを抱える保護者が多い現状の中、親同士の交流や保育アドバイザーの育児相談等を通じて、子育て中の親の負担感を緩和し、安心して子育てができる環境を整えることを目的としております。

施設につきましては、旧農水産課、商工観光課の事務室を改装し、床面積212平方メートル

ル約64坪で遊びのゾーン、授乳コーナー、談話コーナー、相談コーナー、給湯室などを設けてあります。スタッフにつきましては、保育士や幼稚園教諭の経験を持つ子育てアドバイザー、これは臨時職員でございます、3人が交代で常駐しております。開館日は月曜日から金曜日とし、開館時間は午前10時より午後3時までとなっております。利用料は無料で、対象は原則市内に住んでいる3歳以下の子どもとその保護者となっております。今後は、利用者の皆さんに楽しんでもらうプログラムとして読み聞かせ、紙芝居、手遊び、体操などを予定しております。

なお、利用状況につきましては好評を得ており、6月5日から6月16日の10日間で290組、605人が利用されました。1日当たりでは29組、60.5人となっております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、高齢者福祉課の方から介護保険料の現年度分、平成18年度の調定状況についてご説明申し上げます。

調定額が5億2,848万8,139円、これを合併前の1市3町合計で前年度同時期と比較いたしますと、去年が4億7,160万352円、5,688万7,787円、12.1%の増というような状況になっております。

それと納付義務者の方ですが、1万5,549人、対前年で45人、0.3%の増ということになります。

それと、今年度の介護保険法の改正によりまして、所得税法等が改正になったことに伴いまして、いわゆる老年者控除の廃止ですとか、それらの影響を受けるための介護保険料の急激な増にならないようにということで、激変緩和という制度が今年、来年ととられます。今年の対象者が2,527人ありまして、納付義務者全体の16.3%というような状況になっております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） ありがとうございました。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いをいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 海上中学校の件について、二、三お尋ねします。

今、着々と工事が進んでいるようでございますが、野球場にベンチがないようですが、これはどういうことであるかということと、それと一般質問でお尋ねしましたが、やはり自慢できる中学校敷地面積も相当広いんですが、あれがつくるときに私どもは各学校を視察しました。県内の中学校へ行きましたが、相当面積は広く高校並みの敷地面積があらうかと思いますが、どのくらいの順位といたしますか、広さなのか、県内でわかる範囲で結構です、教えてください。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対しお願いします。

庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、木内委員さんのまず野球場のベンチのご質問でございますが、改めましてベンチそのものにつきましては、今の計画の中では用意してございませんが、今後また何らかの形で、正式に屋根のついたベンチというような形ではなくて、簡単なものを用意していかなければならないだろうという考え方を私どもは持っております。

それから、敷地面積は確かに4万5,000平米ということで、かなり広い校舎の敷地になるわけでございますが、県の方へこれらの順位はということでいろいろな資料を調べるのにお伺いしたんですが、なかなかこの敷地面積の順位云々というそういう資料がございませんで、それらについては分かりません。しかしながら、今は匝瑳郡から山武郡の方へ行きました光町の中学校も整備したばかりでございまして、参考までに申し上げますと、あの学校の敷地が約4万1,000平方メートルほどでございます。そして、またもっと大きい学校もたくさんございまして、香取市の旧山田町の中学校につきましては8.数ヘクタール、9ヘクタールくらいの大きい敷地の学校もございますので、特別大きいということでもないようでございます。

以上です。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、ちなみに現在、県内2番目のマンモス校の旭二中がどのくらいか。

それと、中学校の建設にあたっては、現場の声を取り入れてという意見が当初旧町時代にございました。実際に工事が始まると、現場の先生方からいろいろなアドバイスなり等あると思いますが、そういうことはありますか、どうでしょう。その2点お願いします。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、お答え申し上げます。

二中の面積が約3万2,000平方メートルでございます。それから工事を進めていく中、また当初の計画の中でもそうなんですが、現場の先生方の意見も十分聞いてというお話は、前々からちょうだいしております、学校側とも図面等を持って何度もお伺いをし、協議を進めておるわけでございますけれども、先生方の考え方と設計士の意図するところというのはちょっと違っておるところも正直ございまして、先生方は生徒を管理しやすくという意図のもとに図面を見るわけでございますが、果たして管理しやすいものが生徒に使いやすいものなのかというのは、必ずしもイコールにならないというような部分で、生徒が使いやすくてなおかつその生徒の安全が確保できるということが、まず第1に考えなければならない、そういうことで設計士の方の意図するところは計画になって図面等にあらわされておるわけですが、先生方の方もなかなかそういう部分を100%理解できていらっしゃらないというようなこともございまして、少しぎくしゃくしたようなこともありました、何度も図面を持ってお伺いして、その辺のご理解は十分いただけたというふうに認識をしているところでございます。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 来年の3月に開校しますと、恐らくこれから建てる予定のところから、全国はオーバーでしょうが、視察に来ると思いますので、ぜひその現場の声を取り入れて、よく意見を聞いて、やはり今、課長がおっしゃったように、設計士は設計士で自分の配置、格好よくとかいろいろそういうものを持っているでしょうが、やはり現場の先生方は現場の先生方で、今言ったように安全面の管理等、長年その現場で培ったノウハウもありますので、ぜひそれを生かした日本一の中学校の建設をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかにございませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもご苦労さまです。

二、三ちょっとお聞きしたいんですけれども、管理主事制度というのはどういう制度かどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、合併をして半年経つわけなんですけれども、通学路の防犯灯の現状、またこれから今いろいろといいことばかりありませんので、その対策なんかをちょっとお聞きしたいと

思います。

市の方のバスを部活の利用方法につきましては、本会議で木内委員がよく聞いてくれましたので、それは分かっていますので、その二つをちょっとお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） ただいまの管理主事制度ということでございますけれども、実は千葉県教育委員会におきましては、教育庁の教職員課、また各教育事務所にはそれぞれ管理主事がいらっしゃるわけですが、そういった主な管理主事の仕事というものは、教職員の人事あるいは教員採用、また管理職の登用、そして教職員のサービスの監督等が主な職務でございます。今年度、旭市の方でも管理主事を1名配置いたしました。この旭市における管理主事の配置の主な業務は、市内の教職員の人事異動に関するということというのが1点、それから産休補助教員などの臨時教員の発令、さらに児童・生徒や教職員の事故に関する対応、そして最後に教職員のサービスに関する監督ということを考えております。

管理主事を置くことのメリットでございますけれども、これは最終的には教職員をきめ細かく掌握することによりまして、年度末の人事異動において、県やほかの市町村に対しまして的確な人的配置を要求することができるということが大きなメリットでございます。

また、学校におきましては、遊具の安全管理、それから児童・生徒及び教職員の事故防止、また事故発生時の対応などにつきましては、市教委としまして、学校に的確なアドバイスができるというようなメリットもございます。また、教職員の仕事について市教委として日常的に置いてありますので、サポートすることもできるというようなことによりまして、教職員の信頼性の向上、そして不祥事の防止等を図ることができるというふうに考えているところでございます。

最後に、今、いろいろな面で教育基本法の改正など目まぐるしく教育変革の時期を迎えている現在でございますけれども、それぞれ銚子市あるいは匝瑳市には、正直、管理主事は置いておりません。そういった意味においては、旭市で先駆けてこの管理主事を置いたということにつきましては、他の市あるいは町に先駆けまして置いておりますので、そういった意味では旭市が一步リードしているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） 防犯灯の関係につきましては、担当が総務課でございますが、通学路というような観点からのとらえ方といたしまして、私の方で防犯灯の数等を総務課の方に

お聞きしたものをお答えさせていただきたいと思います。

防犯灯につきましては、この平成18年3月末現在におきまして、各区長さんの管理のもとに設置をしてあります防犯灯が、市の全体で4,152ございます。この区の管理の分につきましては、年間1本当たり2,000円の管理補助を市の方から差し上げているということでございます。それから、市の管理する水銀灯がこのほかに382本ございます。これは、総務課の方の防犯灯として管理をしているものが、そのうちの155本ございます。それから、建設課の方の街路灯として管理をしておりますのが227本ございます。その水銀灯382本と区長さん方をお願いしております防犯灯の合計が、全部で4,534本ということでございます。いろいろ地区懇談会をはじめとしまして、いろいろな会議等の中でも防犯灯の数が少ないんじゃないかというようなお話をちょうだいするところでございますので、今後、総務課の方を通じまして区長はじめ、また市の建設課とも十分協議をしていきながら、特に通学路等の安全につきまして計画的に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（林 一雄） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもありがとうございます。また、通学路の件に関して、やはり我々も車で歩いていても、随分このところが暗いということが大分あります。ぜひ、またそういうところがありましたら、皆さんと協力して早目につけてもらいたいと思います。どうもありがとうございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） ちょっと時間があまり早いから1点、2点ちょっと聞かせていただきましょう。先ほど在田課長からちょっと答弁があったわけですが、私にはちょっと後退論に聞こえたので、ちょっとその点に対して、一、二点質問させていただきたいと、こう思っております。

まず、第1点目は、いつごろ完成するのかと、今のその進捗状況というものをちょっとお聞かせ願いたい。

それと、我々議員には図面が来ておりませんのでよく分からなかったわけですが、オープンスペースなのかということと、その点も聞かせていただきたいと思います。

木内議員との質疑の中で私も聞いておったんですが、現場とも協議して何とか先生方とも理解を得たというお話でございますが、完全に設計図ができて工事に着手して、工事もうつごろ終わるのかと、第1に質問したわけですが、工事もう50%近く完成しているんじゃないかと、その時点で現場との協議がどうのこうのというのは後退論じゃないか。設計図

面に基づいて工事施工者はどんどんやっていかなければ、これは補助金ももらえなければお金ももらえなくなるわけですから、その点があなたの答弁がちょっとおかしいじゃないかと、私はそういうふう感じたわけです。今このように進んで、学校の現場を預かる学校の教師と設計士と建築業者と三者協議の上で、このように進んでおるといような答弁なら私は何ら質問する意思はないのでございますが、あなたの答弁に対して、非常に私は不快感を感じたので、その点を明確にご答弁をしていただきたい。

以上です。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） 大変失礼をいたしました。

まず、進捗状況から申し上げますと、現在、建物そのものについては40%の進捗がなされております。それから、グラウンド部分につきましては100%工事が終了したところでございます。

それから、オープンスペースのお話でしたが、特別、教室そのものをオープンスペースの中で区切ってというような、そういう設計にはなっておりません。それで、特別活動室的な何にでも使えるというような、学年集会をはじめいろいろな形で使うことのできるような、そういうスペースは設けてございますが、教室そのものをオープンスペース的な形で配置しておるわけではございません。それで、きょう午後から現場も見ただけのようなそういう予定を組まさせていただいてございますので、その節の資料、それから現場の状況、それらによりましてご判断いただければと思うのですが、先ほど図面の段階で協議を十分させていただきまして、今の建物になっておるわけです。ただ、例えば建具の位置が本当にそこでいいんだろうか、それからあとはセコム等のああいう夜間の管理、そういうようなものがどういうエリア分けをしておけば、一番その学校側、それから地域に開放する場合の管理上いいのか、そういう細かな部分では、今も学校側の方と詰めさせていただく部分がございますので、先ほどのああいう言い方をさせていただきましたが、建物そのものにつきましては、昨年の段階で学校側の方と図面を持って何度も協議をし、その部分については、お互い納得で進めておると、そういうことでございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） おおむね了解しましたが、管理関係に関しては、これからあなたが言うようにセコムの問題、そこに来ましたときに防犯カメラの設置というものも無論当然考えているだろうと、私は推察するわけでございますが、この点もどうなのか。

それと、私は恐らくバリアフリーでやっているのかと思っているのですが、それらはやはり障害児童というものを考えた場合には、その点も十分考慮してやっているのかと、トイレ等もそういったことも考えてやっているのかと、このように推察するわけですが、その点もあわせてご答弁をお願いします。

以上です。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、防犯対策面から申し上げますと、中学校に今度設置されます裏門、それから先生方の駐車場からの門、そして給食車が出入りする門、それと正門、4か所ございますが、4か所はすべて電子ロック方式の門でございまして、職員室でモニターによってその人を確認し、開錠してもらわない限り門は開かないと、そういう状況でございます。

それから、どうしても建物の死角等の問題も出てきますので、防犯カメラも建物の屋上に5基、それから駐車場の部分に1基、裏門の方に1基ということで、合計7台のモニターがつくようになっております。そのモニターによりまして、先生方が職員室にいるときには、そのモニターをもってそういう建物の死角になるような部分で問題はないかどうか、それらをわかる、そういう施設となっております。

それからもう一つ、障害者に対してということで、もちろんバリアフリーで建物を建築しておりますし、2階建てでございますがエレベーターをつけ、それから1階、2階それぞれに男女別に身障害者のトイレをつけ、そういうような障害者にもやさしい、そういう施設を目指しておるところでございます。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

○委員（林 正一郎） はい、ありがとうございました。

○委員長（林 一雄） ほかに。

木内委員。

○委員（木内欽市） 防犯ビデオについてですが、これはやはり犯人を捕まえるためのビデオじゃないでしょうから、抑止力を発揮していただくためにも、ぜひ宣伝といいますか安全な中学校ということで、恐らく学校要覧等もつくると思いますが、そこにもぜひ載せていただけたらと思います。

それと、あと先ほど景山委員さんが通学路の防犯灯のことを聞いていただきましたが、防犯灯のほかに、やはりこの通学路にもそろそろ防犯ビデオの設置とか、そういうのもこれか

ら考えていくべきではないかと、こう考えます。都市部では、防犯ビデオによって子どもを突き落とした容疑者が逮捕されたりとか、いろいろな犯罪の防止にも役立っております。通学のほかにもいろいろ性犯罪を防ぐ意味でも、街頭に防犯ビデオも通学路を中心にこれからやっていく考えがあるのかどうか。

そして、あとこれは管轄が違うでしょうが、市内には防犯ビデオというのは設置してあるところが今のところないのか、もし分かったらその辺ちょっとお聞かせください。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） 防犯灯そのものにつきましては、先ほども申し上げましたが、必ずしも通学路という部分を限定してつけておるということでもございませんので、通学路に限ってそういうようなことができるのか、それから現在、防犯カメラが設置してあるというようなところは、違った意味でと申しましょうか、干潟地区にはごみの不法投棄の関係のそういうカメラを確か設置はしてありましたが、そのほか市街地、そういうようなところを含めましても防犯カメラの設置はないように記憶はしております。そして、またそういうような必要性という部分で、皆様方の声が多く出るようなそういう状況であれば、総務課の方とその辺は十分協議をさせていただくということになろうかと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

○委員（木内欽市） はい。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、以上で所管事項の報告を終わります。

次に、請願3件、陳情3件の審査を行います。

教育委員会、高齢者福祉課、保険年金課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。

委員の皆様は、そのままお待ちください。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時57分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の審査

○委員長（林 一雄） 去る6月12日、本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願、請願第2号、国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願、請願第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書採択に関する請願の3件であります。

初めに、請願第1号について審査に入ります。

請願第1号について、紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いをいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） 大変ご苦労さまでございます。

それでは、私の方から受理番号1の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願につきましてご説明申し上げます。

ご案内のように、この制度につきましては、歴史的に見ますとこの制度がない時代には、教職員の給与の支払いが生じたり、寄附金の強制がされたりしたことから、公立義務教育諸学校に勤務する県費負担教職員の給与につきましては、国が2分の1を負担するというところで発足された制度でございます。ご案内のとおりでございます。

しかし、国の財政が厳しいということから、1984年以降につきまして大蔵省、現在では財務省でございますけれども、これを中心に義務教育費国庫負担金の見直しの指摘がされまして、1985年度の予算につきましては、旅費、さらに教育費、こういった費用が一般財源化されてきております。その後、恩給費とかあるいは共済費、この負担率の引き下げ、さらにはこれが一般財源化されまして、平成16年には給付費のみが唯一残っている、こういう状態にあったわけでございます。

このような状況の中でありまして、義務教育費国庫負担制度につきましては、三位一体の議論の中で2005年の11月には見直しが行われました。その内容につきましては、請願について書いてございますが、義務教育費国庫負担制度は堅持するけれども、費用負担につきましては2分の1から3分の1の割合で縮減するという、こういった内容になってきたわけでござ

ざいます。教育の機会均等とその水準の維持向上を考えるとときには、義務教育費国庫負担制度が廃止され、また全額都道府県に税源移譲された場合には、多くの県で財源が確保できず、義務教育水準の格差が生じることが考えられるわけであります。そういったことも含めて、当旭市議会におきましては意見書をぜひ提出していただきたいというものでございます。

ちなみに、請願の趣旨にございます下から12行目の後ろの方ですけれども、9都府県というふうになっておりますが、これを除いて現状の国庫負担金を下回る金額となることは明らかだというふうになっておりますけれども、ちなみにこの9都府県というのは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、この9都府県でございます。

あと、お手元には資料がいろいろありますけれども、後ほどまた読んでいただければ幸いです。

以上、説明を終わります。

○委員長（林 一雄） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課長から参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 特段ございませんので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○委員長（林 一雄） それでは、審査をお願いいたします。

ございますでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） やはり私は、個人的にも当然これは採択すべきものとする一人であります。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかにありませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 毎回これは出していただいて採択しているので、別に問題ないと思えます。

○委員長（林 一雄） ほかにありませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号について、紹介議員であります神子議員より説明がありましたら願

いをいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） それでは、お手元の2006年度文部科学省予算の具体的内容と分析という資料3というのがございましたら、その一番後ろを見ていただきますでしょうか。平成18年度の文部科学省一般会計予算の構成というのがございますか、その四角い表の中を見ていただきますと、平成18年度の予定額ということで5兆1,324億円、これが前年度と比較いたしますと、10.5%のマイナスということになっております。さらに、一昨年は5.4%対前年比ということで、5.4%からさらに10.5%の減額ということになっているのが平成18年度の予算ということになっております。そういったことから、今回の国における平成19（2007）年度の教育予算拡充に関する意見書ということで、意見書が出ております。

内容的には、円グラフで書いてありますけれども、そのような予算の状況になっておりますが、いずれにしても10.5%減額されているのが平成18年度、したがって、平成19年度については、さらに減額されるような状況があるかも分からないということから、今回の内容が出たものでございます。特に、私の方からは、説明したい内容については1項目から6項目まで6点ございますけれども、この今お話しをさせていただきましたように、国における教育予算というものにつきましては、教育水準の維持や子どもの就学の補助、こういったことを考えても大変重要な財源でございまして、教育条件整備にかかわる国の責任ということの重要性から考えましても、諸事業の充実に向けた条件整備が必要であることから、ただいま申し上げました1項目から6項目までありますけれども、それについて十分配慮してほしいという請願の趣旨でございます。

特に、この4番目に書かれておりますのは、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境条件を整備することとなっておりますけれども、これは週5日制になって久しいわけですが、これに伴いまして、子どもたちを健全に育成するという立場から、スポーツや文化、こういったものにつきまして支援措置をしてほしいという内容のものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、簡単でございますけれども、旭市議会から意見書が提出されますようによろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課長から参考意見がありましたらお願いいたします。

○学校教育課長（多田清司） 特段ございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） それでは、審査をお願いいたします。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） ちょっと説明していただきたいんですが、1の公立義務教育諸学校教職員定数改善計画、その下の方の2番目の学級編制基準数、この辺のちょっと説明をしていただければ。

○委員長（林 一雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、ただいまの特に1の子どもたちにきめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に作成することということについて、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

実は平成17年度から昨年までの5年間にわたりまして、文科省は第7次公立義務教育諸学校定数改善において、小・中学校においては特に少人数による授業など、きめ細かな指導のための支援や、あるいは養護教諭の複数配置、さらには特殊教育諸学校の定数改善等のために、この5年間で2万6,900人の教職員の定数の改善を実施されたところでございます。文部科学省としましては、引き続き平成18年度、今年度からですけれども、今年度から5年間で第8次定数改善計画を作成したんですけれども、現在はそれが予算に反映されていないということでございます。

それから、次の2番目なんですけれども、少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数はどうなっているのかということでございますが、これは現在、小・中学校における学級編制の基準は、法律では40人学級というふうに定められております。しかし、実施にあたりましては、文科省の方も弾力的な運用等が認められておりまして、特に千葉県においては38人学級の編制が可能になっております。特に、小学校一、二年生につきましては37人あるいは38人のところにつきましては、多人数学級ということで1名の教員が加配されております。そういうような状況で、特に一、二年生につきましては、2人体制で指導が実施されているところでございます。先ほどお話ししました第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画におきましては、そういった意味において学級編制基準の改定等が触れられておりませんでしたけれども、小学校一、二年生に基本的な生活習慣やあるいは学習態度を身につけさせたりあるいは不登校の児童・生徒の対応を行うなど、副担任の配置あるいは35人程度の少人数学級編制を行うことが可能となるような教員定数の改善が盛り込まれ

ておったわけですがけれども、先ほどお話ししましたように、これにつきましては、現在、第8次の方は反映されていないというような状況でございますので、できればこの請願を採択していただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 私は、特にこの点をお願いしたいと思います。この5番です。危険校舎、老朽校舎の改築の次のエアコンと洋式トイレ、これは旧町のときからよく一般質問で要望しておったんですが、今度の新しい中学校は、暑さ対策が施されているということで、エアコンは入らないようですが、これから五つの中学校と15の小学校、夏はものすごく今温暖化の影響で暑くなっていますから、やはりこのエアコンは必要じゃないかと強く思っています。何でも削減じゃなくて、やはり教育には予算を惜しまないでほしいというのが私なんかの考えです。

自分の家庭を振り返っても、幾ら収入が減っても子どもにはいい教育を受けさせたいと、親は子どもには教育費を惜しまないような時代が現実ですから、やはりこういう公共の施設には、いくら景気が悪いと言っても、やはりエアコンとそれから洋式トイレ、これは当然ですが、むしろ一歩進んで私はウォシュレットの時代じゃないかと思っているんです。子どもたちも、自分の家庭でウォシュレットになれている子どもたちが今大半ですから、学校へ行ってウォシュレットがないと、どうも家までトイレを我慢してしまうとか、私なんかもそうなんです。どこかへ出かけても、ウォシュレットのトイレのあるところへ行くんです。例を挙げては悪いんですが、私もウォシュレット愛好家ですから、中央病院の方へ行くと玄関の右側はウォシュレットなんです。そこと、この辺のお店だとカワチはウォシュレットなんです。ですから、私は買い物ついででトイレに行きたくなるとカワチへ行きます。

ですから、ちょっと話が横道にそれますが、旧海上中学校ができたとき、鉄筋で水洗トイレになるのは、あのころは学校のトイレが一番早かったんです。ですから、昔は建物がありませんでしたから、国道から見えてバスガイドさんが説明したんです。あの海上中学校は、水洗トイレが入っているんですよと、ですからこういう学校がトイレとかの改修が一番早かったんです。今はむしろおくらえていますから、こういったところには予算を惜しまないで使うべきだ。ですから、私もこの請願には大賛成です。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかにありますか。

(発言する人なし)

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号について紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いをいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） それでは、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書ということで、お手元に資料3ということで、今申し上げました表題の請願書の原紙のコピーというものを見ていただいて、その中に資料が入ってございます。3ページをお開きいただきたいと思います。千葉県地図が載っている資料でございます。

そこに二つの地図が載っておりますけれども、千葉県職員調整手当支給率というのが2006年3月末までのものと2006年4月1日からのものが載ってございます。下は、地域手当の支給率というふうになっています。これまでの調整手当につきましては、5%と2%ということに分れておりました。2006年4月1日からは、地域手当支給ということになりまして、5%と3%と2%、三つの区割りになっているということでスタートがされているそうでございます。

さらに、その次の4ページをお開きいただきたいと思います。地域手当が支給率として2010年4月1日からは、千葉県を2分いたしまして8%と5%になるということで推移をしていくそうでございます。したがって、千葉県の中で将来的には8%、5%ということで2つに区切られることから、ぜひ千葉県は一律にしていっていただけないだろうかというのが、請願の趣旨でございます。

なお、請願の文書表によりますと、一番下の方に現在、5%、3%、2%という支給地域が混在するということが北総教育事務所、それから南房総教育事務所管内であるという深刻な状況がありますけれども、近隣を見ても神奈川県とか静岡県、山梨県においては、人事異動等への影響を考慮して、県内全域一律支給となっているということで請願文書表に載っているわけでございます。

以上のことから、ぜひ千葉県内の地域手当を全県一律支給としていただきたいということで、意見書を出していただけるというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○委員長（林 一雄） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課長から参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 特段ございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（林 一雄） それでは、審査をお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） この賃金を見ると、だいぶ千葉県が半分に分かれちゃいましたね。白いところと黒いところが。やはりこれはどう見てもおかしいですね。こういう審議会の先生らは、何を考えてこうやっていつも格差をつけてくるのか。教育予算にしても何にしても、自分らは勝手にやって決めて、おまえらは勝手にやれというような考えかもしれないけれども、これは非常にまずいと私は思います。この請願に、私は賛成でございます。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 私も同じく賛成です。

というのは、やはりこの先生方はみんな同じ仕事をしていて、それでみんな例えば成田市へ行った方が、早く言えば給料がいいということですかね。そうすると、この辺はみんな率のいい成田市の方へ希望して行った場合に、この辺のやっぱり先生方の質が下がることはないでしょうが、そういった心配もありますので、やはり今、景山委員が言ったように、この格差はなくさないとおかしいと本当に思います。ご存じのように、先生方は残業手当とかそんなものは一切ないんですから、土日やっても一切手当はつかないわけで、この地域手当で差をつけられたんでは、まさに私はこれは逆で、この辺がいいならこれは反対ですが、逆に低いんですから、これはやはり賛成しないと。

大昔は、逆に僻地手当というのがあって、私どもの滝郷小なんかは僻地手当をもらっていたわけです。それは、先生方が行くのに電車がないんで交通費がかかるので、滝郷小へ来ると特別手当をくれたんです。こういうのは大賛成ですが、これは逆に取られちゃうんですから、成田市の方が物価が高いとか給料が高いからということで、こういう差をつけるんでしょうけれども、今は成田市あたりまではこの辺から通えるんですから、やっぱりこういう差をつけるというのは、やはり確かにおかしいんじゃないかと思いますので、これに私は賛成です。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 私も、これは反対ではございませんが、皆さんも県に行っていると分かりますが、私も、県の方に会議で月に5回は最低行っておりますので、この経済感覚というか経済というものが全然違う。それは、違うのは皆さんもご承知のとおり、土地単

価が違うと、だからアパート代も全部違うと、だから正直のことを言って、学校の先生方も恐らく私が申すまでもなく成田市へ行けと、東葛へ行けと、行く先生はおりません。この8%の差くらいでは、はっきり言って行く先生はおりません。これが現状でございます。私は、そのように思います。

だから、この地域格差をつけたというのは、恐らく人事委員会で当然つけたではないか。学校の先生に異動で船橋へ向こうへ行けと言ったら、まず行く人はいないと。だから、全部向こうへ行っている学校の先生も、こっちの方で2%でも結構だからこっちへぜひと言うのが、これが大方、10人のうちの8人はそういったお願いをしているのが、現下の状況でないかと、私はそういうように推察しています。

それはなぜかと言うと、私も県に行っておりますから、そういったすべてのものが高いわけです。経済的な格差というものがあるわけで、だからこの8%くらいの差だったら、恐らく先ほども言ったように、東葛から向こうへ行ったら、ほとんどこっちへ来たいということで、県の人事課の方にはお願いが殺到しているんじゃないか、私はそんなふうにはっきり言って思っています。

それと、この格差が余りにも、ここにも書いてあるように調整手当とは何ぞやということ、物価及び生計費に関する事情が、その準ずる地域に所在すると、公署である、それは学校も含みますと、これは当たり前のことです。だから、こういう結果が生まれている。

それと、こっちにも書いてあるように、地域手当とは何ぞやと3に書いてあります。主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し地域手当を支給することとする。これは、原則論で当たり前のことです。だから、私はこれは反対ではございませんが、これは人事院勧告の方でももう少し公平な見地から考える必要、もう1回、再考する必要があるんじゃないかと私は思います。恐らく多田課長に質問したら、私が今言っていることが事実ではないかと、私はそういうように思います。

以上。

○委員長（林 一雄） ほかにございませんでしょうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 今この三つの請願を見ましても、私は賛成でございます。国は毎年教育予算を減らしてきているわけです。果たして、日本の国はこれからどうなっちゃうのかと、しみじみ教育でもできるのかと、そういう考えでいます。私は、この三つとも賛成いたします。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 私の方は勉強不足で、林委員の方がよく知っていらっしゃる、大体、林委員のおっしゃるとおりです。ただ、この中には本来ですと残業手当等も含まれて、調整手当という中に入っていたんですけれども、それも全部一律になってしまったという部分がございます。ただ、先ほどお話ししましたように、いい職員をぜひ本市でつかまえておくためにも、管理主事をきちんと位置づけてありますので、その点をご安心ではないかと思っています。

よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） この地域手当のことにしましては、林委員からの意見で、全くそのとおりでと思うんですけれども、この地域の教育のレベルが上がっていくように、これが同じ手当がつけば、余計にこの田舎にいる先生方は条件がいいわけでごさいます、優秀な本当は学者になるような人が先生になってくれると、この地域の教育を引っ張ってもらえるんじゃないかと思しますので、賛成でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

教育委員会は退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時36分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の採決

○委員長（林 一雄） 次に、討論を省略して採決を行います。

請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

請願第2号、国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

請願第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案の説明

○委員長（林 一雄） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（林 一雄） 初めに、請願第1号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（来栖昭一） それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書案をごらんいただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明）

○委員長（林 一雄） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、請願第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

請願第2号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（来栖昭一） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書案をごらんいただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明）

○委員長（林 一雄） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、請願第2号、国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

請願第3号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（来栖昭一） それでは、請願第3号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書案をごらんいただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明）

○委員長（林 一雄） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、請願第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、ただいま協議いただきました意見書の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

初めに、発議案の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する人あり)

○委員長(林 一雄) それでは、提出者は委員長、賛成者は全委員とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、提出者は委員長、賛成者は全委員、そのように準備を進めたいと思います。

続きまして、発議案の国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する人あり)

○委員長(林 一雄) それでは、提出者は委員長、賛成者は全委員とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、提出者は委員長、賛成者は全委員、そのように準備を進めたいと思います。

続きまして、発議案の地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する人あり)

○委員長(林 一雄) それでは、提出者は委員長、賛成者は全委員とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、提出者は委員長、賛成者は全委員、そのように準備を進めたいと思います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午前 11 時 58 分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の審査

○委員長（林 一雄） 続きまして、第1回定例会で閉会中の継続審査と決しておりました陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号の3件について審査を行います。

初めに、陳情第3号、医療制度の改善を求める陳情についての審査を行います。

それでは、審査をお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） この陳情者の社会保障推進千葉県協議会、佐藤さんという方は、どうい
う方が分かりますか。これは郵送ですか。

（発言する人あり）

○委員長（林 一雄） 事務局長。

○事務局長（来栖昭一） 近隣の状況でございますが、医療制度の改善を求める陳情書という
ことで、銚子市が採択、佐倉市が不採択、匝瑳市が採択、あとの佐原市、成田市については
申請がなかったそうです。それと、富里市、八街市については配布のみ、それと四街道市、
印西市、白井市については、一応この定例会に上程をするという見込みだそうでございます。
以上でございます。

○委員長（林 一雄） いかがですか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 負担が軽くて福祉が厚いのは、これは本当にいいことなんですけれども、

財政的にそれが非常に厳しい状態であるので、このくらいはやむを得ないのかと思います。
したがって、不採択でいいのかと思います。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 法案は、国会通っちゃったんでしょう。

○委員長（林 一雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 林委員のご質問にお答えいたします。

平成18年6月14日の参議院で可決いたしまして、法案は成立しております。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 法案が成立したのであれば……………。

○委員長（林 一雄） その点について、課長に参考意見がありましたら、間に合うのか。

（「これから変わる可能性があるかどうか」の声あり）

○委員長（林 一雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 一応、国の方の関係で行きますと、今申し上げましたように6月14日に法案が成立いたしました。10月から早速施行される分とあと平成20年4月から施行される分の二つありますけれども、実施は間違いないと思います。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） であれば、やはり林委員がおっしゃったように、本市議会の及ばないところですから、やっぱり不採択にすべきだと思います。

○委員長（林 一雄） それでは、特にないようですので、陳情第3号の審査を終わります。

続いて、陳情第4号、国民健康保険制度の改善を求める陳情について審査を行います。

それでは、審査をお願いいたします。

保険年金課長、これはいかがでしょうか。

○保険年金課長（増田富雄） 陳情第4号につきましては、6月14日に法案が成立した部分とはまたちょっと違う部分がありまして、この2番目の共同事業負担金、保険基盤安定負担金、これにつきまして一応平成17年度までは制度化されていたんですけれども、その後、平成18年度はどうかというところがあったんですけれども、その後、平成18年度も21年度まで継続して実施することで決定しております。

あと1番目につきましては、この国からの補助金、負担金の関係なんですけれども、昭和59年度までは医療費の総額、例えばお医者さんがもらう金額100%ですけれども、それに対

する45%という形で負担金が市町村に入っていたんですけれども、それが昭和59年の改正で、要するに市町村が負担する金額、いわゆる窓口で皆さんは3割払ってきます。残りの7割に対する50%という形で国から負担金が入っていたんですけれども、そうしますと35%、前は100に対する45ですから45%、それから見ますと、ここの陳情項目につきましては、市町村の国保の財政、豊かになる関係でこれはいいことなんですけれども、国の方の負担がふえるということは出てきます。

あと陳情項目の3番、4番に対して先ほど報告いたしましたけれども、資格証明書の方の発行の義務づけを撤回というような形、これは税の負担の公平さからいきますと、やはりやむを得ないのかと、滞納者に対してはある程度のこういうふうな差別化というかペナルティーを科すということで、その関係でございます。ですから、先ほど申し上げましたように、今回の法案改正とは、こちらの方の陳情につきましてはちょっとリンクしない部分があります。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 課長にちょっと一、二点聞きたいんですが、この資格証明書発行の義務付けというのを撤回すると、外国人の方なんかには、どうしてもこの資格証明書は必要でないかと私は思うんです。

それともう1点は、保険料の未納者、これ一時保険証というのも発行するでしょう、そういった方が相当あると思うんです。そういったことを考えたときには、やはりこのように緩和しますと、この3番に対しては特に大きな支障が来たしてくるのではないかと、だから私は先ほど課長が申したように、この1番は非常に私はいいかないと思いますが、ほかのちょっと、3番、4番もちょっとどうかなと私は考えますので、この点もやはり私は個人的には、私見でございますが、あまり賛成できないというふうに感じております。

この3番に対してちょっとご答弁願えれば、参考でちょっと勉強したいのでご答弁願えればありがたいと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今の林委員のご質問にお答え申し上げます。

旭市の国民健康保険税滞納者に対する取扱要綱の中で、要するに1年以内の滞納者に対しては6か月証、いわゆる短期証を発行しております。あと1年以上2年以内に対しましては3か月証、2年と1回分くらいに対しては1か月証、それ以上の方に対しては資格証というような発行体制であります。

○委員長（林 一雄） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第4号の審査を終わります。

続いて、陳情第5号、介護保険制度の改善を求める陳情についての審査を行います。

それでは、審査をお願いいたします。

参考意見として、高齢者福祉課長、ありましたらお願いします。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 前回、概略ご説明申し上げましたが、もう一度簡単におさらいさせていただきますと、1番目の陳情項目の中で地域支援事業、これを国の負担率を25から50に上げてくださいということなんですけれども、今まで地域支援事業という代わりに、これらの施策が国の方の補助率が50%でいろいろな各種施策がありました。これを制度改正になりまして、地域支援事業という名称に改めまして、介護保険制度等の財源を使っていくということになりましたので、財源が皆さんご存じのとおり、介護保険の財源ですと国の負担率が25、旭市の場合ですと若干大きいんですけれども25.83、いずれにしても4分の1くらいに変わってきているわけです。この地域支援事業の対象者といいますのは、介護保険の前の段階、昔で言うと虚弱高齢者、今の特定高齢者ということによっておりますけれども、それらの事業をやる財源が、介護保険の財源を使うことによって国の負担率が下がったといったようなことを元に戻せというようなことでございます。

ちなみに、市の負担率のお話しをしますと、市の方も財源が下がってまして、介護保険の財源ですから、市の負担分は12.5でこの事業ができるわけです。その分をどこがかぶるかといいますと、事業によりまして第1号被保険者もしくは第1号被保険者と第2号被保険者の保険料でその財源が賄われるといったようなことに対して、国の負担率を上げてくださいというものになります。

2点目の方の陳情の内容につきましては、昨年の議会等でご説明申し上げましたが、居住費、食費部分が施設入所者について自己負担になるということが、昨年の10月から実施されています。これにつきましては、国の方の考え方は、在宅で福祉サービスを受けている人たちは、自分たちで居住費、食費を払っているんだと、それを施設に入所したからといっ

てその居住費、食費分を保険で賄うのはおかしいだろうといったような趣旨から、公平性を保つということでこれが外されました。あわせて低所得者の人たちはどうするんだと、施設を出ていけということになるのかということになりますので、当然その低所得者に関しては低所得者対策というのがありまして、それぞれの所得段階に応じて限度額を設けてありまして、それ以上は払わなくてもいいような制度になっております。

簡単ですけれども、補足させていただきます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

委員の皆様いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第5号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

休憩 午後 零時 13 分

再開 午後 零時 15 分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（林 一雄） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第3号、医療制度の改善を求める陳情について採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第4号、国民健康保険制度の改善を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第5号、介護保険制度の改善を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

○委員長（林 一雄） 以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 18 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 一 雄

総務常任委員会

平成18年6月22日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 5 号 財産の取得について
- 議案第 6 号 財産の取得について
- 議案第10号 専決処分の承認について
- 議案第11号 専決処分の承認について
- 議案第12号 専決処分の承認について

出席委員（6名）

委員長	林 俊 介	副委員長	平 野 浩
委員	高 木 武 雄	委員	日 下 昭 治
委員	伊 藤 房 代	委員	島 田 和 雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議 長	鈴 木 正 道	議 員	木 内 欽 市
-----	---------	-----	---------

説明のため出席した者（27名）

助 役	重 田 雅 行	総 務 課 長	増 田 雅 男
秘書広報課長	野 口 徳 和	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	林 久 男	海 上 支 所 長	木 内 孫兵衛
飯 岡 支 所 長	佐久間 俊 雄	干 潟 支 所 長	木 内 國 利
会 計 課 長	宮 本 英 一	消 防 長	佐 藤 眞 一
監 査 委 員 長	平 野 哲 也		

その他担当職員 14名

事務局職員出席者

事務局 長	来 栖 昭 一	事務局 次長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	飯 笹 浩 一

開会 午前10時 0分

○委員長（林 俊介） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は、総務常任委員会ということで質疑の案件は5議案でございます。ひとつ皆様方に慎重審議よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、執行部の皆様につきましては、委員からの質疑に対しては、ひとつ懇切丁寧なご説明をお願い申し上げましてごあいさついたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

本日、木内欽市議員より傍聴の申し出がありました。これを許可いたしましたので、よろしくお願いします。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、鈴木議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いします。鈴木議長、よろしくお願いします。

○議長（鈴木正道） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。

本日は、総務常任委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

また、執行部並びに職員の皆様方には、大変ご苦労さまでございます。

この総務常任委員会に付託されました議案は5案件でございます。しかし、総務常任委員会は、非常に間口が広く多岐にわたっての常任委員会でございますので、ひとつ十二分にご審議をいただきたい、このように思います。

なお、また5案件のほかに、もう一つ、千葉県議会議員選挙区の見直しということでいろいろ皆様方にご協議いただくわけでございますので、ひとつ最後まで慎重なご審議をいただきましてご同意いただきたい、このように思いますのでよろしくお願いいたします。

大変ご苦労さまでございます。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

執行部を代表して、重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

助役。

○助役（重田雅行） おはようございます。

本日は、総務常任委員会ということで、委員の皆様方には朝早くから本当にご苦労さまでございます。

本日、執行部の方から審議をお願いしてございます案件は、議案第5号及び議案第6号、これはいずれも消防関係の自動車に係る財産の取得の案件の議案でございます。それから、議案第10号、11号、12号ということで、こちらはいずれも地方税法等の改正に伴う市税条例、それから都市計画税条例、それから国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものについてご承認をお願いする案件でございます。

以上5件でございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（林 俊介） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第5号、財産の取得について、議案第6号、財産の取得について、議案第10号、専決処分の承認について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認についての5議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第5号及び議案第6号については関連がございますので、一括して審査をいたします。

財政課長は説明してください。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 私の方からは特にございません。

消防長の方から仕様について説明がございます。

○委員長（林 俊介） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 私の方から議案第5号、そして議案第6号の内容についてご説明を申し上げます。

まず、議案第5号の関係でございますけれども、これは災害対応高規格救急自動車並びに

高度救命処置用資機材の購入でございます。これの配置場所につきましては、飯岡分署でございます。この車両の車種につきましてはトヨタ、主要諸元としましては、総排気量2700ccということで、四輪駆動となっております。

なお、高度救命処置用資機材の主な内容につきましては、輸液ポンプ、そして血中酸素飽和測定器、心電図電装装置、自動体外式除細動装置等となっております。

続きまして、議案第6号についてご説明を申し上げます。

議案第6号については、購入物品は災害対応特殊水槽付ポンプ自動車1—B型でございます。配置先は、先ほどと同じく飯岡部署となっております。車種については、日野、5トン車でございます。主要諸元としまして、総排気量6400ccとなっております。

以上が議案第5号、6号の補足説明でございます。以上でございます。

○委員長（林 俊介） 消防長の説明は終わりました。

議案第5号及び議案第6号について、一括して質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 議案第5号、第6号が一括審議ということありますので、二つ質問をさせていただきます。

まず、議案第5号の方ですけれども、この高規格の救急車を飯岡分署に配属するということによりまして、この市内4か所の消防署、分署すべてにこの高規格の救急車が配属をされたわけであります。それと、この間の一般質問での消防長の答弁の中で、救急救命士もそれぞれ4か所に配属をしたというような答弁でありました。一昔前から言えば、車は高規格、またそれに乗る救急隊員も、救命士の資格を持ち、高度な処置が可能になったということで、市民にしてみれば安心できる体制が整ったと思われれます。

そこで、この救命率の向上をはじめとしまして、これらの配備で救急の成果が上がっているのかどうか、その辺をまず第1点お伺いします。

それとこの両方の議案に関連しての質問であります。この間の入札の状況を拝見させていただきました。その中で、この消防車の方でありますけれども6社入札しておりました。1回目、2回目の入札で落札した会社がありませんでした。一番入札が低かった日本造機株式会社とこの価格で随意契約をしたというようなことですが、これはこれで安く契約できたということだと思いますが、疑問に思った点がありましたので、勉強のためにお尋ねをさせていただきます。

予算書を3月に拝見しましたけれども、その中に消防車の整備事業としまして、消防車両

整備事業ですか、その中で車両購入費としまして6,500万円の予算が載っていたわけです。これは議案第5号、第6号のこの救急車と消防車の2台分の予算だと思いますけれども、この予算書を見まして、この業者というのは大体のこの予定価格というんですか、そういうものを予想して入札をしたのではないかというふうに思ったわけです。その辺はどんなものか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

以上2点、よろしくお願いします。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、島田委員の質問について回答申し上げます。

救命率の向上とその成果が出ているかということでございますけれども、この救命率の向上自体につきましては、大きな数値の変化はございませんけれども、ただ、救命士が普通の救急隊員が実施できる範囲をさらに超えたこの3点セットといいますか、除細動あるいは点滴、輸液の関係、それから気管挿管と、この三つが実際にできるわけです。それによって、過去の私の記憶では蘇生をしたというのが何件かございます。今数字ははっきり言って私は持っていませんけれども。ただ、この3点セットを救命士が実施できるということで、その後の病院へ着いてからの医師の手当、これがスムーズに行える。また、効果的に実施できるという点では、やはり標準課程を卒業したものと救命士が実施したのでは全然違います。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 私の方からは、消防ポンプ自動車の随意契約の関係についてお答えいたします。

当初予算組みの段階で一定の数字が出ておりまして、業者はそれを見てある程度の当たりをつけるんじゃないかということなんですけれども、確かにそうだろうとは思いますが。ただ、その個々の事情によりましていろいろな事情がございますものですから、必ずしもその金額どおりにいくというわけではございませんし、特にこの消防自動車というものは特殊なものでございますので、装備も特殊でございます。それから備品も特殊でございます。ですから、その備品の考え方によって、場合によっては不調になることもあるんじゃないかなと思っております。

実は、旧旭市の話なんですけれども、消防自動車が一度不調になったことがございます。

今回は不調にならずに随意契約でお互いに理解することができて契約できたということでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 島田委員。

○委員（島田和雄） どうもありがとうございました。

救急についてでありますけれども、救急につきましては、皆さんもご承知のとおり、全国屈指のこの救急の受け入れ病院であります旭中央病院がございます。送り込む側の消防署のこの救急隊につきましても、全国屈指の消防救急隊と呼ばれるように頑張っていたきたい、こういうふうに思っております。そうしますと、市民にとりましても、なお一層こうやって安心して暮らせる市ということになりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（林 俊介） 答弁いいですね。

（「はい」の声あり）

○委員長（林 俊介） ほかに。

日下委員。

○委員（日下昭治） 今入札の話がございましたけれども、2点についての予定価格をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それでは、予定価格についてお答えいたします。

まず、議案第5号の高規格救急自動車でございますけれども、予定価格2,985万7,000円、これは消費税抜きでございます。それで、入札の際には、この価格でもって比較をいたします。消費税を含む金額ですと、3,134万9,850円でございます。

それから、議案第6号の消防ポンプ自動車の方でございますが、予定価格が消費税抜きで2,956万1,000円でございます。消費税込みでは3,103万9,050円でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第5号及び議案第6号の質疑を終わります。

続きまして、議案第10号について税務課長は説明してください。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、議案第10号につきまして若干の補足説明を申し上げます。

先日の議案質疑での回答の中で、個人住民税の増額分は同額が所得税から減額されると申し上げましたが、個人住民税が課税される方の中には、所得税が課税されない方がございます。この方については、個人住民税の増加部分を減額することとされ、この場合も税負担が増えない仕組みになっております。

次に、既存住宅に耐震改修工事をした場合の固定資産税の減額措置ですが、これは工事を行う時期によって減額する期間が異なります。平成18年から平成21年末までに工事を行った場合は3年度分、平成22年から平成24年末までに工事を行った場合は2年度分、平成25年から平成27年末までに工事を行った場合は1年度分の固定資産税を減額することになっております。

その他条例の各条文につきましては、提出資料の新旧対照表のとおりでございまして、国が示した条例準則にのっとったものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 税務課長の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） この議案は国から地方へ税源移譲ということで、県やこの市へ納める住民税が増えて、国へ納める所得税が減るということですが、これについて二つほど質問をさせていただきます。

一つは、この税源を移譲された市民税というものは、当然、今度は市の責任でこの徴収をするというふうになると思います。国税であれば相手が税務署ということで、私もそうでありましたけれども、あきらめて納めるというふうになると思います。しかし、昨日も税務課にちょっとお伺いしておりましたら、大きな声で話をしている方がおりましたけれども、顔見知りの人に強い態度で徴収するといったような、この市民税の徴収の仕方がなかなか難しいんじゃないかと思ひまして、滞納が発生されるといったようなことも考えられるわけです。対応策というものを考えておられるかどうか、まず第1点お伺いします。

2点目としましては、この市民税が多くなるということは、市に自由な税収というものが

多くなるわけでありまして、ひもつきの補助金でなくて自由に使える財源が確保されたということで、来年度以降この使い道についてはどういうふうなお考えがあるのか、その辺をお伺いします。

よろしく申し上げます。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 島田委員から市民税が増えて、それに対して徴収体制といいますか、徴収の対応というご質問でございます。

委員も窓口での対応をごらんになって難しいなという感じを受けられていることと思います。確かに市町村レベルですと、どうしても職員は顔見知りになっております。したがって、税務署のように機械的に差し押さえ、強制公売ということが実際にはなかなか難しい世界ではございます。そう言いましても、税源移譲で来るお金はあくまでも税源として来るものでございますので、これを100%取れるか90%になってしまうかによって収入が全然違ってくるわけではございます。したがって、税務課においても、この移譲された個人市民税を極力100%取れるように努力しなければならないと考えております。

その他の取るための徴収体制としては、基本はやはり自主納付を啓発する、これがあくまでも基本でございます。納税は自主納付が義務でございますので。ただ、納めない方につきましては、これは旧旭市から力を入れておりますけれども、催告をしてもそれを無視する方については財産調査、これは能力の問題がございまして、まだ債権や給与の調査、いわゆる預貯金や給与の調査ですけれども、それに重点を置かざるを得ないんですが、この財産調査を行って差し押さえができる債権、あるいは給与を持っている方については、差し押さえを予告した上で、それでもなおかつ納めていただけない場合は、差し押さえを行っております。このやり方は、今後、他の旧3町区域にも同じように適用をして、市は納めなければちゃんと調査をして、もし預貯金だとか差し押さえられるものがあればそれを差し押さえるんだという、そういう市の考え方、姿勢をきちっと納税者の方に浸透していく、これしかないと考えております。

いわゆる取り組みについては以上でございます。

○委員長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 来年度に市税が増えるんでしょうけれども、その使い道は決まっているのかというお尋ねでございました。実は、市税は当然増えるんでしょうけれども、市の

財政構造ということになりますと、市税は一般財源でございます。何にでも使えるお金でございます。一方、地方交付税というのがございまして、市税と地方交付税を合わせて、ごく大雑把に言いましてですけれども、それで一般財源ということではいろいろなところに使っているわけなんです、一般財源のレベルで言うとも増えるかどうかは分かりません。地方交付税と市税ということで一つのくくりにされてしまいますので、市税が増える分、地方交付税が減らされるんだろうというふうに思っております。

ですから、新たにその市税の増えた分だけ自由に使えるお金が増えるかということではなくて、地方交付税、あるいはほかの補助金、いろいろなものから市税に移るというだけでございますので、今の段階では増えた分使える見通しということではちょっと言えないと思います。

実は、国で地方財政計画というのを毎年作るんですけれども、だいたい暮れから1月ごろにかけて作りまして、その中で全国の都道府県、市町村の予算の総枠といいますか、税とかそれから交付税関係、歳出を含めて、そういうものを含めて全体の大枠を決めるんですけれども、そういうものが示されるとだいたい検討がつくのではないかというふうに考えております。毎年その地方財政計画をもとにいたしまして、新年度の予算の枠組みを作っていくということでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 島田委員。

○委員（島田和雄） どうもありがとうございました。

このパンフレットですけれども、役所からいただいたんですが、これを見ますと、この税源移譲後については行政サービスですか、これがだいぶ太く書いてあるんですよ。移譲前から思うと行政サービスができますよというようなパンフレットだと思うんですが、自主的なこの財源の確保ということで、自分たちでこの金の使い道を考えて使うと、そういうふうになると思うんですが、そういうことではないんでしょうか。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 確かに地方交付税をもらっていない不交付団体であれば、そういうことが言えるかもしれません。ただ、私の方は約半分が地方交付税で、約半分が市税という団体でございますので、その中で多少動きがあったといたしましても、一般財源といたしましては、総枠はある程度固まってしまうということであれば、その中でやるしかないという

ことでございます。

一般財源の仕組みでございますけれども、何でも使えるとよくいいますけれども、実はそうでもございません。例えば福祉の関係の生活保護の仕事がございますけれども、あれは国から4分の3が負担金でまいます。あと4分の1はというと、一般財源を充てなければなりません。そういう仕事が多岐にわたる分野で、もう一般財源が決まってしまうというところがかなり、かなりというか一般財源はほとんどそうなんです。ですから、市で本当に自由に使える一般財源というのは、本当にごくわずかというふうに私の方は思っておりますので、不交付団体のような豊かな団体であればいいんでしょうけれども、私の方のような団体であれば、そんなに変わらないのかなというような、大雑把な認識ですけれども持っております。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

高木委員。

○委員（高木武雄） それでは、お伺いをいたします。

この改正は、今まで所得税で払っていた分を少し市の財源に回すよというような感じだと思います。それで先ほどの説明で、前回の説明では700万円の一般家庭の説明がございましたけれども、その後、先ほどの説明で所得税を払ってない分の増税の部分は減税、取らないというような意味で言われました。それで、住民税で上がった分を所得税から減税になるということで、所得税の方が減るということでございますけれども、所得税課税対象の金額、市税に代わるだいたいののおおよその概算が分かればお伺いをいたします。一般住民はそんなに今までと税金の重さは変わらないということですか。

それともう1点、これと直接かかわるか、かかわらないか分からないんですけれども、先日、このお知らせというのが来て、「平成18年度市民税・県民税について地方税法の改正により以下の点が変更になりました」ということでございまして、所得税の15%というのは、これはどういう意味なのか、私も分からなくて市民に聞かれたときにちょっと説明に困りますもので、できたらこの辺の説明をお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） この税源移譲の改正によって、所得税から市民税に税源が移譲されたその額でございますけれども、その市民税としての影響額というのは、現時点ではちよ

っとコンピュータで試算しないとできません。市民税と所得税がともに課税される方については、所得税が減って住民税が増えるということでもってプラスマイナスゼロと、所得税は課税されないけれども、住民税は課税されるというのは、だいたい国が示しました夫婦と子ども2人というモデル世帯では、給与収入ではだいたい300万円ぐらいというのが国がモデルとして示しております。

先ほど補足説明で、住民税は課税されるけれども、所得税は課税されない世帯については、増加する部分を住民税から減額するというふうに申し上げました。このようなモデル世帯で給与収入が300万円という世帯の場合、国が説明として使っておりますのは、この世帯の場合ですと、いろいろな控除をした結果、課税所得金額が18万円とはじいております。そうしますと、現行の個人住民税は市・県民税合わせまして5%でございます。ですから、現行は9,000円が個人住民税としてかかっていたわけです。それが来年、平成19年度には、これが10%の税率になりますので、本来ですと18万円の10%で1万8,000円というふうに個人住民税が上がるはずなんです。

ただ、この改正法の中では、このように上がった部分について負担が増えるだけという方については、負担の増える額、9,000円が1万8,000円になりますので、増える9,000円の部分をこれを個人住民税から減額する。したがって、結果として個人住民税は9,000円になるということで、負担は増えないんだというふうに説明をしております。

それから、お知らせを同封した部分でございますけれども、これは平成18年度の個人市・県民税から定率減税が2分の1に縮小されております。平成17年度までは所得割の15%で上限4万円が減税されていたわけですが、平成18年度につきましては、所得割の7.5%、上限2万円、2分の1に縮小されましたのでその分が、それからそのほかにも生計同一の妻に対する均等割の非課税制度が、これが全廃になったというような、それから老年者控除の廃止、公的年金控除の上乗せ部分の廃止等々のさまざまな控除の縮小が行われて、結果として皆様の個人住民税が平成18年度は上がってしまうということの説明のために同封したものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 高木委員。

○委員（高木武雄） 前段の部分は分かりました。このお知らせの分のこの定率減税の引き下げによって、これはどのくらいの家庭に影響があるのか、概算、モデルケースでもどちらでもいいですから、できたらお願いします。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） これは税関係の解説雑誌、本に載っていた国が示したモデル例での減額率ですけれども、夫婦と子ども2人の世帯で給与収入が700万円の世帯については、年額で1万5,000円ほど定率減税によって税額は上がるということを示しております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 高木委員。

○委員（高木武雄） 今のもっと所得の低い部分のモデル事例はありませんか。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 低い世帯ですけれども、個人住民税が課税されて所得税は課税されないという、先ほどの給与収入で300万円という世帯でございますけれども、これがモデルで一番低い収入の世帯でございますが、この世帯で1,000円上がるということになっております。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続きまして、議案第11号について、税務課長は説明をしてください。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 特に補足することはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようでございますので、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） 大変初歩的な質問で申し訳ありませんけれども、この都市計画区域というんですか、これは現在、市のうちの何%くらいになっているのか。これは税務課の方ではないか、どちらか、もし担当がいなければ結構でございます。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 都市計画区域でございますけれども、これは実際には旧旭市区域について都市計画区域の設定がされております。面積につきましては、ちょっと数値は持っておりません。申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 高木委員。

○委員（高木武雄） ありがとうございます。

それでは、これは今後、都市計画区域が市全体に及んでくるのか、それはみんなで協議してすることでしょうけれども、その辺が分かりましたらお願いをいたします。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

助役。

○助役（重田雅行） 市の方といたしましては、今後、数年かけて都市計画区域の見直しは行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（林 俊介） 高木委員。

○委員（高木武雄） そうしますと、これは土地と建物にかかってくるようで、私は本当にこの都市計画税というのは分かりませんので、初歩的なことで本当に申し訳ないんですけども、土地と建物にかかることでしょうか、固定資産税との絡みはどのような感じになるのでしょうか。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 都市計画税は、高木委員ご質問の中でおっしゃいましたとおり、土地と建物についてかかるものでございます。固定資産税は、このほかに償却資産がございます。都市計画税は、償却資産を対象としておりません。

以上です。

○委員長（林 俊介） 高木委員。

○委員（高木武雄） 今の関連で、いろいろな条件があると思いますが、今言った土地と建物の償却資産を除いたその税の何%くらいが、今現状では都市計画税としてかかっているのか。土地の評価、建物の評価は、我々のところへ来るのは固定資産税という形でできますよね。それと、今度はそこへ都市計画税が入ってくる。そうすると、その固定資産税の何%くらいが都市計画税になるのか、その辺がわかりましたらお願いします。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 固定資産税は、税率でお答えするのが一番分かりやすいと思います。固定資産税は税率が1.4%でございます。都市計画税は0.2%でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続きまして、議案第12号について、税務課長は説明をしてください。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） これにつきましても特に補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらよろしくお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野 浩） 地方税法の改正によって介護納付金の課税限度額が1万円から9万円になるということで、3月の議会においては、合併の調整方針に従って8万円に統一したわけでございます。それは平成18年4月1日からということです。今回も平成18年4月1日ということで、同じ日にちということで、合併の調整方針そのものの限度額が目の目を見ないとか、全然影響がなかったわけですが、1万円の限度額を上げることによって影響がどのくらいあるのか。また、限度課税額者といいますか何人くらいか、その点お聞かせ願いたいと思います。

それと、あわせてこれは質問が違っても分かりませんが、国民健康保険税の限度額課税対象者は何人くらいか、何%でも構いませんので、その点をお示し願いたいと思います。

○委員長（林 俊介） 平野委員の質疑に対しまして答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） この介護納付金分課税限度額につきまして、1回、3月議会で合併調整方針に基づいて、飯岡の例によって統一するという事で8万円としたわけですが、この3月議会に議案を提出するまでには、まだ国の地方税法及び地方税法施行令で定める限度額が8万円でした。その後、地方税法の改正が3月31日に行われまして、それに伴って地方税法施行令も改正され、その施行が平成18年4月1日ということになった結果、専決処分をせざるを得なかったということでございまして、介護納付金を含めまして国保税は社会保険料としての性格を有しておりますので、課税額が過度に高くなならないよう

に上限となる課税限度額を施行令で定めているわけでございます。

その一方で、課税限度額を超過する分の保険税は、他の被保険者の負担となりますので、課税限度額を低く設定すると、中間所得層の負担が過重となってしまうという問題が起こるために、これまで課税限度額は被保険者全世帯における限度額超過世帯のバランスを勘案して適正な額を設定されてきたものでございます。

今回の改正においては、介護給付費の増加が見込まれる中で、適正な限度額として9万円という金額を定めたものでありまして、市としても独自に限度額を低く抑えることができる根拠を持っておりませんので、地方税法施行令の額と同額に改正したものでございます。

とりあえず今手元にある資料としては、議案に関係するものでしたので介護納付金分のその限度額超過世帯の数は把握しております。介護納付金分については、平成18年度は450世帯が該当いたします。医療分につきましては、ちょっと手元に今数値がございませんので、今持ってまいりますので、後ほどご報告したいと思います。

○委員長（林 俊介） 平野委員。

○委員（平野 浩） どうもありがとうございました。

○委員長（林 俊介） ほかに。

日下委員。

○委員（日下昭治） 今の平野委員の質問の答弁の中において、課長の方から旭市は低く抑える根拠がないということは、国の制度にのっとってこれは必ずやらなければならないということではないんですよね。ただ、根拠がないということは、財源的なものということですか、その辺をちょっと。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） この課税限度額を幾らにするかという点につきましても、これは税率と同様にやはり国保会計全体から考えていかなければならないものと考えております。低く抑えれば確かに課税される限度額は低くなりますから、その分超過する世帯にとっては助かるわけですが、そうすると、全体として必要な介護納付金分のお金というものがある、そのお金は限度額を低く抑えた分は、他の被保険者の方に負担していただくということになりますので、やはり限度額を超過するということは、ある程度の所得がある方、特に介護納付金分については資産割というものはございませんので、所得割と均等割でございますので、ある程度所得のある方が限度額を超過するものと考えておりますので、それはやは

り国の方でここまでの額は負担していただいてもいいんだという額までは上げたいというふうに考えて改正したわけでございます。

なお、同じ海匠管内で銚子市及び匝瑳市ともに専決処分で9万円に改正しております。

先ほどの医療給付費分の限度額超過世帯数でございますけれども、1,059世帯でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 今回、この上限が9万円というようなことで引き上げられたわけですが、この9万円にした場合に、この介護納付金が市として十分余裕のある数字であるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 1万円上げたことによってどれだけ余裕が出るかというご質問ですが、これは実際には同一のデータをもとにしてコンピュータで試算しませんと影響額は出ません。ただ、上がり幅が1万円ですので、それだけで、介護納付金分でどれだけ影響が出るかというのは、ちょっと手作業でも計算は難しいといえますか、できないのが実際でございます。

それで、今回の場合、税率が平成17年度、平成18年度同じであれば、その税額の差を単純に見て一応は参考になるのかなということもありますが、今回の場合は、平成18年度で税率そのものが大きく変わってしまっております。したがって、例えば昨年と限度額超過世帯、あるいは税額、これが幾ら変わったというような比較をしても、これは税率そのものも変わっておりますので、比較ができないという状態ですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 俊介） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

議案第6号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（林 俊介） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は随時報告をしてください。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、税務課より平成18年度の税目で、賦課事務が終了した税目について調定額をご報告いたします。

個人市民税ですが22億5,811万6,300円で、前年度同期と比較し、1億8,268万7,000円、8.8%の増となっております。この主な理由は、定率減税の縮小によるものでございます。

それから、固定資産税は28億3,914万200円で、前年度と比較し1億6,649万5,900円、5.5%の減となりました。この主な理由といたしましては、家屋について評価替えに伴う経年減点補正によるものでございます。これが大きく影響しております。

次に、軽自動車税は1億3,397万6,000円で、前年度と比較して504万300円、3.9%の増でございます。この理由は、軽四乗用タイプの登録が増えたことによるものでございます。

都市計画税は2億4,709万3,600円で、前年度と比較して1,549万6,800円、5.9%の減となっております。理由につきましては、固定資産税と同じく家屋の減によるものでございます。

市税全体の6月1日現在の調定額合計は56億5,822万3,064円で、前年度の同時期と比較して3,589万4,446円、0.6%の増となっております。

続きまして、国民健康保険税についてご報告いたします。

国民健康保険税は29億4,247万3,800円で、前年度と比較して1,639万3,700円、0.6%の減となっております。

内訳としましては、医療給付費分が26億5,501万6,300円で、前年度と比較し6,587万5,400円、2.4%の減、介護納付金分が2億8,745万7,500円で、前年度と比較し4,948万1,700円、20.8%の増でございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

所管事項の報告ではございますが、何かお聞きしたい点がありましたらお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 今の件について、資料をもらえませんか。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（林 俊介） ほかに。

島田委員。

○委員（島田和雄） 皆さんご存じだと思いますけれども、2日前にこの20日の早朝と申しますか、午前1時前でしたけれども、私の住んでおります見広地先で火災がございました。周囲に人家のない牛舎であったわけであります。また、1か月ほど前も同様の場所で農家の納屋で火災がありまして、両方とも火の気のないということで、放火だろうというふうに思っております。1か月の間に2回そういうことがあったということで、当地区の住民の皆さんは本当に不安な思いをしているわけであります。地元の消防団のこの海上方面隊の第1分団第1部も、その火災のあった夜から夜警ということでやっていたいっているわけでありますけれども、こういった中で先日のこの一般質問でも、中央病院においての放火事件があったと、そのほかにも放火の疑いがあるといったような火災があるということを伺っております。

そこで、3点ほどこのことについてお伺いをいたします。

今年に入って放火と思われる火災が何件あったのかと、それとその特徴と申しますか、そういうことをお伺いします。

第2点としまして対策でありますけれども、地元では消防団が警戒をさせていただいておりますけれども、ほかには何か対策として考えられることがないかお伺いします。

3点目としまして、これらの火災がすべて同一犯かどうか分かりませんが、この犯人逮捕につながるような情報といったようなものがないのかどうか、その辺とりあえず3点お伺いします。

それと、次の質問なんですけれども、消防団が今年度から新たな形での団員が入団されたようなんですけれども、その辺の説明もお願いします。

○委員長（林 俊介） 島田委員、これは委員会の質疑じゃありませんので、ひとつ報告でありましたら簡潔に、一たん切りましょう。そういうことで、これは事前に報告がありませんので、一応これで切りたいと思います。それにつきましては、後日、もしもあれでしたら消防関係ですから報告願いたいと思いますので、ひとつこれで終わりにしたいと思います。

（発言の声あり）

○委員長（林 俊介） それについては、この委員会後にひとつお願いしたいと思います。

ほかに報告事項はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長(林 俊介) 以上で所管事項の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆様は、退席してください。大変ご苦労さまでございました。

なお、委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時 8分

○委員長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議案の提出に伴う提出者並びに賛成者についての協議

○委員長(林 俊介) 次に、去る6月12日に開催されました全員協議会において、お手元に配付してございます合併に伴う県議会議員選挙区見直しを求める決議において、発議案の提出に伴う提出者並びに賛成者について、総務常任委員会で協議をお願いしたい旨の依頼がありましたので、本委員会で協議するものであります。

それでは、発議案についての提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いします。

平野委員。

○委員(平野 浩) 今までの決議案の例にならって決めたらいいと思うんですけども。

○委員長(林 俊介) それでは、今、平野委員から今までにならってということで、具体的にはありませんでしたが、今までにならってということでございますので、前例に従いまして、提出者は委員長、賛成者は総務委員の皆さんとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) ご異議がございませんので、提出者については委員長、林俊介、賛成者は総務委員全員の皆さんをお願いしたい、そのように準備を進めてまいりたいと思います。

以上で、合併に伴う県議会議員選挙区見直しを求める決議案の提出者並びに賛成者についての協議を終わります。

○委員長（林 俊介） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時10分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 林 俊 介